

衆憲資第 15 号

教育を受ける権利に関する基礎的資料

基本的人権の保障に関する調査小委員会
(平成 15 年 2 月 13 日の参考資料)

平成 15 年 2 月
衆議院憲法調査会事務局

この資料は、平成 15 年 2 月 13 日（木）の衆議院憲法調査会基本的人権の保障に関する調査小委員会において、「教育を受ける権利」をテーマとする参考人質疑及び委員間の自由討議を行うに当たっての便宜に供するため、幹事会の協議決定に基づいて、衆議院憲法調査会事務局において作成したものです。

この資料の作成に当たっては、上記の調査テーマに関する諸事項のうち問題関心が高いと思われる事項について、衆議院憲法調査会事務局において入手可能な関連資料を幅広く収集するとともに、主として憲法的視点からこれに関する国会答弁、主要学説等を整理したつもりですが、必ずしも網羅的なものとはなっていない点にご留意ください。

【目 次】

憲法第 26 条をめぐる主な論点等

1. 「教育を受ける権利」とは？.....	1
2. 「教育を受ける権利」の「教育」とは？.....	1
3. 「教育を受ける権利」によって保障される国民の受ける 教育の内容はどのようなものか？	
3.1 明治憲法と日本国憲法の差異.....	2
3.2 教育権の所在.....	2
3.3 教科書検定問題.....	3
3.4 「能力に応じて、ひとしく」の意味.....	4
3.5 国会における代表的な議論.....	5
4. 義務教育について	
4.1 義務教育.....	10
4.2 義務教育の無償の範囲.....	10
4.3 国会における代表的な議論.....	12
4.4 義務教育費国庫負担制度.....	13
5. 学習指導要領の性質	
5.1 学習指導要領とは.....	13
5.2 新学習指導要領.....	14
5.3 学習指導要領の法的性質.....	14
6. その他の憲法第 26 条に係る参考判例.....	15
7. その他憲法第 26 条以外の規定における教育に係る 憲法上の主な問題点	
7.1 少数者優遇措置 （アファーマティブ・アクション "affirmative action"）.....	16
7.2 私立学校に対する助成措置について.....	17

教育基本法の改正について

1. 教育基本法見直しの動きについて	
1.1 教育改革国民会議の提言.....	22
1.2 中教審中間報告.....	24
1.3 今後の動き.....	24
2. 教育基本法制定時の議論等	
2.1 教育基本法制定の経緯.....	25
2.2 教育基本法案の制定時の提案理由説明.....	26
2.3 教育刷新委員会建議.....	34

2.4 教育基本法制定の要旨.....	35
3. 教育基本法の規定の概要.....	36

資料編

資料1 遠山文部科学大臣より中央教育審議会への諮問.....	54
資料2 中央教育審議会「中間報告」公表時の新聞記事.....	60
資料3 各国における「教育基本法」に相当する法律について.....	66
資料4 諸外国における国レベルの教育目標.....	69

憲法第 26 条をめぐる主な論点等

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

1. 「教育を受ける権利」とは？

教育は、個人が人格を形成し、社会において有意義な生活を送るために不可欠な前提をなす。この意味で、「教育を受ける権利」は、**精神的自由権としての側面**を持つ。また、「教育を受ける権利」が保障されていることによって、人間に値する生存の基礎条件が保障されることになる。この意味で、「教育を受ける権利」の保障は**憲法 25 条の生存権の保障における文化的側面**をもつものである。(『憲法(上)[新版]』佐藤功 444-445 頁)

国民はすべて教育を受ける権利を有し、その保護する子女に教育を受けさせる義務を負うが、国民各人が自らなしうるところには限界がある。そこで、現代国家において「教育を受ける権利」は、国に対し合理的な教育制度と適切な教育の場を提供することを要求する「**社会権**」(国家に対し**積極的な配慮を求めることができる権利**)としての性格をも有していることになる。(『憲法〔第三版〕』佐藤幸治 626 頁)

2. 「教育を受ける権利」の「教育」とは？

ここにいう「教育」は、学校教育に限られず、社会教育をも含む。

したがって、「教育を受ける権利」については年齢上の制限はない。(『憲法(上)[新版]』佐藤功 446-447 頁)

学校教育と社会教育

学校教育とは、学校において行われる教育、社会教育とは、家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育をいう。

3. 「教育を受ける権利」によって保障される国民の受ける教育の内容はどのようなものか？

3.1 明治憲法と日本国憲法の差異

明治憲法においては、教育の目的・基本方針は教育勅語にあるとされていた。教育勅語は、国民道德の大本を宣明したものであり、それが同時に教育の基本であるとされ、わが肇国以来の国体の原理を絶対とし、その下における臣民の育成が教育の目的であるとされていた。

これに対し、日本国憲法においては、教育の目的を定めた条項は設けられていないが、教育勅語に代わるものとして、法律として教育基本法が制定され、日本国憲法の精神に則る人間としての国民の育成が教育の目的であり、基本であることが示されている(教育基本法前文・1条参照)。(『憲法(上)〔新版〕』佐藤功 448-449頁)

3.2 教育権の所在

教育を受ける権利に関して争われている重要な問題は、教育内容について国が関与・決定する権能を有するとする説(「**国家の教育権**」説)と、子どもの教育について責任を負うのは、親及びその付託を受けた教師を中心とする国民全体であり、国は教育の条件整備の任務を負うにとどまるとする説(「**国民の教育権**」説)のいずれが正当かという、いわゆる**教育権の所在に関する問題**である。

この問題に関する主な学説は以下のとおりである。

3.2.1 『憲法 第三版』芦部信喜 249頁

「この論争は、教科書裁判で問題となったほか、学力テスト事件で議論されたが、両説の当否を一刀両断的に決めることはできない。教育の全国的水準の維持の必要に基づいて、国は教科目、授業時間数等の教育の大綱について決定できると解されるが、国の過度の教育内容への介入は教育の自主性を害し、許されないと思われる。」

3.2.2 『憲法 第三版』佐藤幸治 627-628頁

「「教育を受ける権利」の前提には、……教育の自由があり、したがって国が教育制度を確立し教育の場を提供するにあたっては、各人のそうした自由が最大限に充足されうるよう配慮することが要請される。教育は人格的接触を通じて人の潜在的資質を引き出す創造的作用であ

るから、教育の実施にあたる教師の一定の「教育の自由」も、当然そのような配慮の中に含まれていなければならない。その意味で、最高裁判所が、いわゆる“国家教育権説”と“国民教育権説”のいずれも極端な説として斥け、親、私学および教師の自由がそれぞれ一定の範囲において妥当することを前提に、それ以外の領域において、国が、子供自身および社会公共の利益のため必要かつ相当と認められる範囲内において、教育内容について決定する権能を有するものとし、その際子供が「自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制することは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されない」としていることは、考え方の筋途としては正当と考えられる。」

3.3 教科書検定問題

教育権の所在は、主に教育基本法 10 条の解釈をめぐる論議される。教育権が国民にあり、国の行政機関による教育行政権は教育内容にまで及ばないとする立場（国民教育権説）からすると、国が教育の内容の決定に介入することは、教育に対する同条 1 項にいう「不当な支配」に該当するとされる。また、この立場からすると、同条 2 項が「教育行政は……教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない」と定めているのは、国の教育行政がもっぱら教育の外的諸条件（例えば、教育施設の整備や財政的援助など）に限られることを示すものであり、教育の内容の決定に介入することは同項に反することとなる。

いわゆる家永訴訟の基本的論点として争われたのは、この問題であった。（『憲法（上）〔新版〕』佐藤功 449-450 頁）

〔家永訴訟〕

東京教育大学教授・家永三郎は、かねてより高校日本史教科書「新日本史」を執筆し、検定済教科書として使用されてきたが、昭和 41 年以降に行った修正の検定申請が不合格とされたので、文部省（当時）による検定を違憲違法だとして国を相手に三次にわたって起こした訴訟。国に損害賠償を求めた一次訴訟と、検定不合格処分の取り消しを求めた二次訴訟ともに家永氏が敗訴。検定制度も「合憲」とする司法判断が下されたが、80 年代の検定の是非が争われた三次訴訟では、97 年の最高裁判決で一部について検定意見の違法が確定し、訴えの一部が認められた。

〔「新しい歴史教科書をつくる会」教科書問題〕

2001年、「新しい歴史教科書をつくる会」の扶桑社版歴史教科書について検定段階から種々の議論が起こり、検定通過後も韓国・中国などの抗議があり、外交問題にまで発展した。採択段階でも同教科書をめぐって各地の採択協議会で緊張した論議が起こり、結果的に私立6校と東京都や愛媛県の養護学校の一部で採択された。

3.4 「能力に応じて、ひとしく」の意味

「能力に応じて、ひとしく」とは、教育を受ける権利における平等、すなわち憲法14条の定める平等原則の教育における適用を意味する。すなわち、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって教育を受ける権利が差別されてはならず、もっぱらその能力に応じて、教育を受ける機会を与えられるべきこと（教育の機会均等）を示す。教育基本法3条1項は、このことを「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない」と定める。すなわちここに「その能力に応じて」とは、教育を受けることによってその人としての能力を向上せしめうる資質をもちながら、その資質とは関係のない他の事情によりそれが妨げられることがあってはならないことを意味する。この場合、「能力に応じて」は各人の「智能の相違に応じて」の意味ではない。国民が智能の相違に応じて、それぞれの智能に適合する教育を受けるべきであるということは、特に憲法の規定をまつまでもないことである。また、この場合、特に教育基本法3条1項において、憲法14条に列挙しているものに加えて「経済的地位」を加えていることは、教育を受ける権利の生存権的な性質を重視し、国民が経済的事情のために現実に教育を受ける機会をもちえないことのないよう、国が積極的に措置を講ずる責務を有することを示したものである。（『憲法（上）〔新版〕』佐藤功 445-446頁）

参考判例

身障少年の教育を受ける権利

（神戸地裁平成4年3月13日判例時報1414号26頁）

進行性の筋ジストロフィー症に罹患していた原告は、平成3年度の尼崎市立高校への入学を志願し、入学者の選抜の合格ラインに達していたが、高等学校の全課程を無事に履修する見通しが無いものとして入学不許可処分とされた。

原告は、この処分は身体的障害を唯一の理由としたもので、憲法 26 条 1 項、14 条などに反し違法であるとして、その取消しを求めるとともに、尼崎市に対して国家賠償法に基づく慰謝料の支払いを求めた。

神戸地裁は、「障害を有する児童、生徒を全て普通学校で教育すべきであるという立場に立つものではない」としつつも、「たとえ施設、設備の面で、原告にとって養護学校が望ましかったとしても、少なくとも、普通高等学校に入学できる学力を有し、かつ、普通高等学校において教育を受けることを望んでいる原告について、普通高等学校への入学の途を閉ざされることは許されるものではない。健常者で能力を有するものがその能力の発達を求めて高等普通教育を受けることが教育を受ける権利から導き出されるのと同様、障害者がその能力の全面的発達を追求することもまた教育の機会均等を定めている憲法その他の法令によって認められる当然の権利である」とし、「本件処分は、『高等学校における全課程の履修可能性』の判断に際し、その前提とした事実又は評価において重大な誤りをしたことに基づく処分であって、被告が本件高校への入学許否の処分をする権限の行使につき、裁量権の逸脱又は濫用があったと認めるのが相当である」とした。

3.5 国会における代表的な議論

(第 65 回国会・昭 46.1.26 衆議院・本会議)

国務大臣(佐藤栄作・内閣総理大臣)……教育の自由と学問の自由とは別個のものであって、小、中、高等学校の教師に、憲法上の権利としての教育の自由があるとは考えません。すなわち、小、中、高等学校においては、心身が未発達で判断力も十分でない児童生徒を対象としており、かつ、教育の機会均等の理念から、全国的に一定の教育の水準を維持し、適切な教育内容を確保することが要請されているのでありますから、そのために教育は、全国的基準に従って運営されなければならないと考えます。この限りにおいて、教師は一定の制約を受けるのであります。これは国会で定められた法による制約であって、いわば国民の総意によるものであるということとはできます。……

(第 65 回国会・昭 46.2.9 衆議院・決算委員会)

鳥居一雄君(公明)……世間には義務教育における教育権の所在につきましても論議されておるわけでありまして、文部省はこれに対してどういうふうにご考慮をされますか、伺っておきたいのです。

説明員(諸沢正道・文部省初中局審議官)……この点につきましては、昨年の七月に東京地裁から出されましたいわゆる教科書裁判の杉本判決の中に論議されておるところでありまして、この判決によりまして、およそ子どもを教育する権利と責務は親にあるのだ、そして教師はこの親の信託を受けて教育に携わるのだ、そのことは、直接国が教育の内容

に立ち入ることを基本的に認めるものではないのだ、こういうことが判決の要旨でございます。これをとらえまして、教育権は親にあって国にないのだ、こういうような理論もあるわけでございますが、私どもが考えますに、この解釈のよって来るところの憲法 26 条……の条項は、まさに、国が時代を背負う国民の教育に対して責任を負うべきことを規定したものであると考えますので、したがって、国は、学校教育において単に施設整備の仕事を持つのみならず、進んで教育内容についても、その基準を定め、教育の内容がどうあるべきかということについても目安をつける責任があるのだ、こういうふうにご考えておるわけでございます。

したがって、そのようなものを教育権と考えますならば、われわれは、国に教育権があり、むしろ積極的に教育の内容についても、これが教育の機会均等と水準の維持向上をはかる上に必要な任務を果たすべく、教育内容についても当然関与するものである、かように考えておるわけでございます。

(第 66 回国会・昭 46.7.22 参議院・予算委員会)

岩間正男君 (共産) 教育権について聞いているのですよ。教育権はどこにあるか。一体だれのものか。

国務大臣(高見三郎文部大臣) 国民全体のものであるということは、それは申すまでもないことではありますが、ひとり片寄って、教師のものであるとか、あるいは行政当局のものであるかというものではございません。したがって、イデオロギーによってきめられるものでもないであります。

岩間正男君 それなら、なぜ控訴したんですか。

国務大臣(高見三郎君) ……公教育に関します限りは、私は内的外的の設備の充実は国が当然やるべきであると思います。したがって、教育の課程におきます国民共通の問題につきましては、少なくとも公教育として、一定の基礎、一定の水準において行うというのは当然のことであろう。そういう意味から申しますと、先生いまおっしゃっております家永裁判の控訴をなぜするかと 私どもは、これは、当然、この内容について疑義があるから控訴いたしておるんでありまして、私どもの考え方から申しますと、公教育というものは、少なくともある程度国家が関与すべきものである、国家の責任において行うべきものであるという観念に立っておるのであります。

(第 67 回国会・昭 46.10.22 参議院・本会議)

松井誠君 (社会) ……総理、いまこそ教育基本法に立ち返って、強奪した教育権を国民の手に返す、そのことから新しい未来の教育が始まるのではないのでしょうか。そしてまさにこの教育の復権こそが、新しい政治の基本に据えられなければならないと信じます。私が乏しい時間をさいてあえてお尋ねをするのは、その意味であります。教育に対する基本的な認識について、総理並びに文部大臣の御見解を伺いたいと思いません。……

国務大臣 (佐藤栄作・内閣総理大臣) ……しばしば、国と国民とを対立させて、そのいずれに教育権があるかという論議がなされておりますが、現憲法下の国家は、主権者である国民の信託を受けて国政を行っているのでありまして、国と国民とを対立するものとしてとらえるのは基本的に誤りであります。国民が、親として自己の子弟を教育する権利を有していることは当然であります。現在の公教育は、もはや教育を一個人のこととして行うのではなく、これを国に付託することによって、国民的関心事として国家的規模で組織し、実施しているのであります。したがって、政府としては、国民の合意としての国会の制定する法律に基づく国民の教育として不可欠なものを共通に確保するとともに、常に新たなくふうによって改善された標準的な内容の教育をすべての国民に保障し、さらに、国民が希望する教育を行えるように努力することこそ、国民に対する当然の責務であると考え次第であります。

参考判例

**家永訴訟 (第二次訴訟) 第一審判決 (東京地裁杉本判决)
(東京地判昭和 45 年 7 月 17 日)**

教育権の所在について、「国民教育権説」に立ったもの

「憲法 26 条……は、憲法 25 条をうけて、いわゆる生存権的基本権のいわば文化的側面として、国民一人一人にひとしく教育を受ける権利を保障し、その反面として、国に対し右の教育を受ける権利を実現するための立法その他の措置を講ずべき責務を負わせたものであって、国民とくに子どもについて教育を受ける権利を保障したものであることができる。」「このような教育の本質にかんがみると、前記の子どもの教育を受ける権利に対応して子どもを教育する責務をになうのは親を中心として国民全体であると考えられる。……しかし現代において、すべての親が自ら理想的に子どもを教育することは不可能であることはいまでもなく、右の子どもの教育を受ける権利に対応する責務を十分に果たし得ないこととなるので、公教育としての学校教育が必然的に要請されるに至り、……国に対し、子どもの教育を受ける権利を実現するための立法その他の措置を講ずべき責任を負わせ、とくに子どもについて学校教育を保障することになったものと解せられる。」「してみれば、国家は、右のような国民の教育責務の遂行を助成するた

めにもっぱら責任を負うものであって、その責任を果たすために国家に与えられる権能は、教育内容に対する介入を必然的に要請するものではなく、教育を育成するための諸条件を整備することであると考えられ、国家が教育内容に介入することは基本的には許されないというべきである。」

「叙上のとおり、教育基本法 10 条の趣旨は、その 1,2 項を通じて、教育行政ごとに国の教育行政は教育の外的事項について条件整備の責務を負うけれども、教育の内的事項については、指導、助言等は別として、教育課程の大綱を定めるなど一定の限度を超えてこれに権力的に介入することは許されず、このような介入は不当な支配に当たると解すべきであるから、これを教科書に関する行政である教科書検定についてみるに、教科書検定における審査は教科書の誤記、誤植その他の客観的に明らかな誤り、教科書の造本その他教科書についての技術的事項および教科書内容が教育課程の大綱的基準の枠内にあるかの諸点にとどめられるべきものであって、審査が右の限度を超えて、教科書の記述内容の当否にまで及ぶときには、検定は教育基本法 10 条に違反するというべきである。」

「本件の各検定不合格処分は、いずれも憲法 21 条 2 項および教育基本法 10 条の各規定に違反し、違憲・違法である……」

**家永訴訟（第一次訴訟）第一審判決（東京地裁高津判決）
（東京地判昭和 49 年 7 月 16 日判例時報 751 号 47 頁）**

教育権の所在について、「国家教育権説」に立ったもの

「……教科書検定制度そのものは、国が憲法第 26 条第 1 項に定める国民の教育を受ける権利の実現を旨として行われる学校教育制度の一環として学校教育法第 21 条第 1 項、第 40 条、第 51 条、第 76 条等に基づき実施されるものであって、その目的とするところは教育の機会均等、教育水準の維持向上ならびに教育の中立性確保などにあるものと認められるから、これをもって憲法第 26 条第 1 項の子供の教育を受ける権利、同第 2 項の親の教育権を侵害するものとは解し難い。」

「……国は、福祉国家として憲法第 26 条により教育の責務を遂行するため、法律に従い諸学校を設置運営する義務を負い、国民全般に対し教育の機会均等、教育水準の維持向上を図る責務を有するから、適法に制定された法令による行政権の行使は、それがかりに教育内容にわたることがあっても、その内容が教育基本法の教育目的に反するなど教育の本質を侵害する不当なものでないかぎり、右にいわゆる不当な支配に該当せず、許されるものと解するのを相当とする。……」

**家永訴訟（第一次訴訟）最高裁判決
（最判平成 5 年 3 月 16 日民集 47 巻 5 号 3483 頁）**

「本件検定による審査は、単なる誤記、誤植等の形式的なものにとどまらず、記述の実質的な内容、すなわち教育内容に及ぶものである。しかし、普通教育の場においては、児童、生徒の側にはいまだ授業の内容を批判する十分な能力は備わっていないこと、学校、教師を選択する余地も乏しく、教育の機会均等を図る必要があることなどから、教育内容が性格かつ中立・公正で、地域、学校のいかにかわらず全国的に一定の水準であることが要請されるのであって、このことは、もとより程度の差はあるが、基本的には高等学校の場合においても小学校、中学校の場合と異ならないのである。また、このような児童、生徒に対する教育内容が、その心身の発達段階に応じたものでなければならぬことも明らかである。そして、本件検定が、右の各要請を実現するために行われるものであることは、その内容から明らかであり、その審査基準である旧検定基準も、右目的のための必要かつ合理的な範囲を超えているものとはいえず、子どもが自由かつ独立

の人格として成長することを妨げるような内容を含むものではない。また、右のような検定を経た教科書を使用することが、教師の授業等における裁量の余地を奪うものではない。」「本件検定は、……一般図書としての発効を何ら妨げるものではなく、発表禁止目的や発表前の審査などの特質がないから、検閲に当たらず、憲法 21 条 2 項前段の規定に違反するものではない。……本件検定による表現の十有の制限は、合理的で必要やむを得ない限度のものというべきであって、憲法 21 条 1 項の規定に違反するものではない。」

旭川学力テスト事件

(最大判昭和 51 年 5 月 21 日判例時報 814 号 33 頁)

1961 年、文部省(当時)の実施した全国の中学 2,3 年生を対象とする全国一斉学力テストに反対する教師が、学力テストの実施を阻止しようとして公務執行妨害罪等で起訴され、裁判の過程で、文部省による学力テストの実施が教育基本法 10 条等に反し違法ではないかが問題となった事件。

教育権の所在について、国家教育権説も国民教育権説も「極端かつ一方的」であるとして否定し、結論としては、教育内容について、「必要かつ相当と認められる範囲において」決定するという、広汎な国の介入権を肯定し、学力テストを適法とした。

「わが国の法制上子どもの教育の内容を決定する権能が誰に帰属するとされているかについては、二つの極端に対立する見解があるが、それらは「いずれも極端かつ一方的であり、そのいずれをも全面的に採用することはできない」。

憲法 26 条の「規定の背後には、国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己の施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在していると考えられる」。しかし、このことから、教育内容決定権の帰属をめぐる問題についての一定の結論は、当然には導き出されない。

「憲法の次元における……(教育内容決定権帰属の)問題の解釈としては……(子どもの教育に関心を持つ)関係者らのそれぞれの主張によって立つ憲法上の根拠に照らして各主張の妥当すべき範囲を画するのが、最も合理的な解釈態度というべきである。」

「まず親は、……子女の教育の自由を有すると認められるが、……(それは)主として家庭教育等学校以外における教育や学校選択の自由にあられるものと考えられるし、また、私学教育における自由や……教師の教授の自由も、それぞれ限られた一定の範囲においてこれを肯定するのが相当である」。

「それ以外の領域においては、……国は、国政の一部として広く適切な教育政策を樹立、実施すべく、また、しうる者として、憲法上は、あるいは子ども自身の利益の擁護のため、あるいは子どもの成長に対する社会公共の利益と関心にこたえるため、必要かつ相当と認められる範囲において、教育内容についてもこれを決定する権能を有する」。

「もとより、……教育に……政治的影響が深く入り込む危険があることを考えるときは、教育内容に対する……国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請されるし、……子どもが自由かつ独立の人格として成長することを妨げるような国家的介入、例えば、誤った知識や一方的な観念を子どもに植えつけるような内容の教育を施すことを強制するようなことは、憲法 26 条、13 条の規定上からも許されない」。

4. 義務教育について

4.1 義務教育

国民は、「法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ」が、現行法上、「9年の普通教育」とされ（教育基本法4条1項）、保護者（学校教育法22条によれば、親権を行う者又は未成年後見人）がこの義務に違反するときは罰則が科される（学校教育法91条）。もっとも、子女が病弱、発育不完全などの際には、この義務の猶予又は免除がなされる（学校教育法23条）。

4.2 義務教育の無償の範囲

憲法26条2項後段にいう「義務教育の無償」の範囲が問題となる。

現行法においては、教育基本法4条2項は「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない」とし、学校教育法6条は「学校においては、授業料を徴収することができる」とした上で、教育基本法の規定を受けて、ただし国立・公立の小学校及び中学校等における義務教育については、授業料を徴収しないとしている。

問題は、**憲法26条2項は単に「義務教育は、これを無償とする」としているのを、教育基本法が無償とする経費の範囲を授業料に限定していることである。**

この点に関する主な学説は、以下のとおりである。

4.2.1 『憲法（上）〔新版〕』佐藤功 458頁

「本項の義務教育無償の規定は、……生存権の文化的側面としての教育を受ける権利を実質的に保障するための国の責務を明らかにした規定であり、したがって国は国民が義務教育を受けるに必要ないっさいの経費を無償とするように努力する責務を負うと解すべきであろう（本項の無償がほんらい授業料のみを意味するものではない）。ただし、この責務の具体的内容は、生存権保障に共通の問題として、立法政策（立法裁量）に委ねられ、したがってその無償の範囲を法律により授業料のみに限定することも直ちに違憲と解すべきではない（もとより本項が無償の範囲をすべて立法に委ね、授業料を有償とするか無償とするかも立法裁量に任せていると解すべきではない。授業料無償は憲

法上の最小限度の要求である。もしも本項が単に純然たるプログラム規定であり、授業料を有償とすることも許されるとするのであれば、本項はまったく無意味の規定となる。すなわち、本項は最小限度、授業料の無償を定めたものであり、それ以上に無償の範囲を拡大することに国は努力すべきであるが、その範囲をどこまで広げるかは立法政策に委ねられているものと解される。現に、「義務教育諸学校の教科書費用の無償措置に関する法律」が制定されているのはこの立法政策により無償の範囲を教科書費にまで広げたものである。」

4.2.2 『憲法〔第三版〕』佐藤幸治 627 頁

「この点、理論上、無償範囲法定説、授業料無償説および一切無償説がありうるが、最高裁判所は、授業料無償説をとり、教育基本法 4 条 2 項および学校教育法 6 条但書はその趣旨を確認するものとしている。この判例の考え方は基本的に妥当と解されるが、ただ経済的理由により就学困難な者に対しては、必要な援助が提供されるべきことを保障するものとしている。この判例の考え方は基本的に妥当と解されるが、ただ経済的理由により就学困難な者に対しては、必要な援助が提供されるべきことを保障するものと解すべきであろう。」

参考判例

教科書費国庫負担請求事件

(最大判昭和 39 年 2 月 26 日判例時報 363 号 9 頁)

「義務教育諸学校の教科書費用の無償措置に関する法律」が昭和 38 年に制定され、義務教育用教科書が無償配布されるようになった以前に、公立小学校に就学している児童の保護者が教科書代金の償還と義務教育終了までに必要とすると予想される代金の徴収行為の不作为を求めた事件。

憲法 26 条 2 項後段の意義は「国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。そして、かく解することは、従来一般に国または公共団体の設置にかかる学校における義務教育には月謝を無料として来た沿革にも合致するものである。また、教育基本法 4 条 2 項および学校教育法 6 条但書において、義務教育については授業料はこれを徴収しない旨規定している所以も、右の憲法の趣旨を確認したものであると解することができる。それ故、憲法の義務教育は無償とするとの規定は、授業料のほか、教科書、学用品その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものと解することはできない。」

4.3 国会における代表的な議論

(第63回国会・昭45.3.7 衆議院・予算委員会)

小林信一君(社会) ……義務教育の無償ということが憲法に明示されておるけれども、いつになっても実現しない。教科書がようやく昨年の四月完全な配布ができたくらいでもって、政府の施策を待っておったのではどうしようもないというところで、この館山市はこれに完全に踏み切ろうとしておるわけなんです。……

国務大臣(福田赳夫・大蔵大臣) ……とにかく政府ならびに地方公共団体は、義務教育に対しましては全責任を負っておるわけなんです。とにかく無償というか、授業料は一切取らぬ、こういうたてまえで、憲法でやっておるわけでございますが、おとうさん、おかあさんの負担をすべき部分と国または地方公共団体が介入、関与しなければならぬ部分との限界というものは非常に微妙であり、全部が全部まで、鉛筆やノートまでを地方公共団体あるいは国が持つべきかどうか、これはよく考えてみなければならぬところであると思います。しかし、それにいたしましても、家、貧困にして十分に帳面も鉛筆も買えませんというようなことがあつては、これはたいへんなんですから、それに対しては生活保護対策もありますし、準生活保護児童対策というものもありますし、これは国といたしましても万全のかまえをしておるわけなんです。地方によりまして非常に住民の希望等もありまして、地方自治団体が鉛筆買いまで出すというところがあつて、私は別に支障があると思いません。けっこうな状態じゃないかというふうに思いませんけれども、何が何でも、親たちが喜んで自分の親としての責任でこれはやるんだという部面まで、国が積極的に介入していくんだというところまで考える必要があるかどうかにつきましては、せっかくのお話でございますが、多大の疑問を抱く、そういうような感じがいたします。

(第93回国会・昭55.10.23 参議院・文教委員会)

柏原ヤス君(公明) ……大臣の基本的な見解をやはりここで伺っておきたいと思うんです。それは憲法26条の「義務教育は、これを無償とする。」という規定と教育基本法第4条の「授業料は、これを徴収しない。」というこの規定との関係、これをどのようにとらえていらっしゃるか、御見解を承っておきたいと思います。

政府委員(三角哲生・文部省初中局長) 法令の関係につきましてちょっと私の方から御説明申し上げます。

柏原委員御指摘の憲法26条に定めておりますのは、「義務教育は、こ

れを無償とする。」となっておりますが、そして御指摘の教育基本法の方では、その義務教育について、「国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。」ということになっておりまして、これらの法令の規定に関する限りは、この「無償」というのは授業料について言うておるということをごさいます、そしてまた、これは三権の別の機関でございまして、最高裁判所の判例でも授業料を徴収しないという意味に憲法の「無償」の意義を解するというような判例があるわけでございます。しかしながら、私どもがこの国会の議決を経まして法律をつくっていただきまして、現在義務教育教科書無償給与制度を実施してきておるわけでございますが、これはただいま申し上げましたような憲法あるいは教育基本法に掲げております義務教育無償の精神を、これをより広く実現しようという、そういう考え方に立ってやってまいってきたと、こういうことでございます。

4.4 義務教育費国庫負担制度

4.4.1 制度の意義

義務教育内容・水準を全国的に確保するためには、どの地域でも優れた教職員が一定数確実に配置できるようにする必要があります。そのためには、都道府県間の財政力の違いや年々の財政状況の変動に左右されることなく、一定の教職員給与費が継続的・安定的に確保される必要があります。義務教育費国庫負担制度は、教職員給与費を継続的・安定的に確保するため、国が2分の1の負担により都道府県の負担を下支えする制度である。

4.4.2 制度の概要

義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法に基づき、公立義務教育諸学校の教職員（公立の小学校、中学校、中等教育学校前期課程、盲学校・聾学校・養護学校の小・中学部）の給与費等について、都道府県が負担した経費の2分の1を国が負担する。

5. 学習指導要領の性質

5.1 学習指導要領とは

学習目標設定、教材組織化、学習指導法式の選択・決定、指導結果評価のための手引きとして、文部科学省が学校と教師に提供する小・中・

高校の教育課程の基準をいう。幼稚園のものは幼稚園教育要領。戦後、現行学制発足の際、教育課程の編成は個々の教師の創意工夫によるが、その際の参考基準として配布され、昭和 33 年（1958 年）以降、教師の依拠すべき国家基準とされた。

5.2 新学習指導要領

平成 10 年（1998 年）7 月の教育課程審議会答申に基づき、教育指導要領の 6 回目の改訂が行われた。平成 14 年（2002 年）から完全実施される学校五日制にあわせて授業時間数が大幅に削減される。幼稚園は平成 12 年度（2000 年度）から、小・中学校は平成 14 年度（2002 年度）から、高校では平成 15 年度（2003 年度）から実施されるが、平成 12 年度（2000 年度）から移行措置がとられる。

授業時間を年間約 1 割削減する、教育内容を約 3 割削減して、教育内容の厳選をはかる、小学校三年以上のすべての学年に総合学習時間を設ける、小学校高学年から選択学習を導入する、などが主なその内容である。

しかし、近年、高校・大学における学力低下が問題になっており、新学習指導要領をめぐる議論が活発に行われている。

5.3 学習指導要領の法的性質

学習指導要領の法的性質については、学説上争いがある。

代表的な学説として、**大綱的基準説**、**外的教育条件説**、**学校制度的基準説**を挙げることができる。によると、学校教育法の委任による教育課程に関する国の法規命令事項は「ごく大綱的な基準」に限られるとされ、指導要領は大部分が委任の限界を超え、法的拘束力は有しないが、指導助言文書としては適法であると考えられている。

によると、教育行政は教育内容・方法に介入することは許されず、指導要領は、大綱たると細目たるとを問わず、教育内容・方法に関する限り、指導・助言の効力しかもちえないとみなされている。

は現在の通説であり、学校教育法が立法化を予定しているのは「学校制度的基準」をなす各学校段階の教育編成単位である教科目等の法定にほかならないとし、したがって、指導要領は助言指導的基準としてのみ適法であると説いている。（憲法判例百選 294-295 頁）

これに対し、判例は、伝習館高校事件において、**学習指導要領は「法規としての性質」を有する**とし、判例と通説は対立している。

参考判例

伝習館高校事件

(最判平成2年1月18日判例時報1337号3頁)

福岡県立伝習館高校の社会科担当教諭3名が、それぞれ程度は異なるが、教科書を使用せず、学習指導要領を逸脱した偏向教育を行ったとして懲戒免職になった。その取り消しを求める訴えを提起した事件。学習指導要領の法的性質及び教師の教育の自由が問題となった。

なお、本事件の一審判決において教師3名のうち1名に対する処分は適法であるとされ、ほか2名に対する処分は違法とされたため、控訴審から事件が二つに分離された。1名に対する処分が適法であるとされた事件においては、指導要領は「法規としての性質」を有するとした原審判決が是認され、本判決は、その判断を前提とするものである。

国には、「教育の一定水準を維持しつつ、高等学校教育の目的達成に資するために、高等学校教育の内容及び方法について遵守すべき基準を定立する必要があり、特に法規によってそのような基準が定立されている事柄については、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量にもおのずから制約が存するのである。」

「懲戒自由に該当する(教師らの)前記各行為は、高等学校における教育活動の中で枢要な部分を占める日常の教科の授業、考査ないし生徒の成績評価に関して行われたものであるところ、教育の具体的内容及び方法につき高等学校の教師に認められるべき裁量を前提としてもなお、明らかにその範囲を逸脱して、日常の教育のあり方を律する学校教育法の規定や学習指導要領の定め等に明白に違反するものである。」

「本件各懲戒免職処分を、社会観念上著しく妥当を欠くものとまではいい難く、その裁量権の範囲を逸脱したもの」とはいえない。

6. その他の憲法第26条に関する参考判例

バイク免許取得規制事件

(高知地判昭和63年6月6日判例時報1295号50頁)

県立商業高校2年生が、運転免許の試験を受けるには学校の許可を要する旨定めた校則に反して、無許可で原動機付自転車の運転免許を取得したため、校長から無期停学処分を受けた。同処分の違法を争った国家賠償請求事件。

「高等学校は、生徒の教育を目的とする公共的な施設(営造物)であるから、その校長は、法令上の根拠がなくても、生徒の生活指導、学校施設の利用関係など学校の設置目的を達成するために必要な事項を、行政立法たる営造物規則(内規)として、校則、生徒心得等の形式で制定し、これによって在学する生徒を規律する包括的権能を有すると解せられる。そして、校則等の内容については、事柄の性質上、校長が教育的・専門的見地からの裁量権を有するという

べきであるから、その定めは、学校の設置目的を達成するのに必要な範囲を逸脱し著しく不合理である場合には、行政立法として無効になると考えられるが、そうでない限り、生徒の権利自由を束縛することとなっても、無効とはいえず、生徒はこれに従うことを義務づけられるのであって、校則等の具体的規定が裁量権の逸脱、濫用に当たるかどうかは、校長がその規定を設けた趣旨、目的と社会通念に照らし、それが学校の設置目的との間に合理的関連性を有するかどうかによって決せられるというべきである。」「……本件校則は……その趣旨、目的と社会通念に照らし、学校の設置目的と合理的関連性を有するものといわざるをえない。」

麹町中学内申書事件

(最判昭和 63 年 7 月 15 日判例時報 1287 号 65 頁)

千代田区立麹町中学校生徒が卒業を控えて受験した各高校をいずれも不合格になったが、後日、内申書に悪い評定があり、備考に「麹町中全共闘を名乗り…」などと記載されていたことが判明し、その違法を争った国家賠償請求事件。

「(内申書の)いずれの記載も、上告人の思想、信条そのものを記載したものでないことは明らかであり、右の記載に係る外部的行為によっては上告人の思想、信条を了知し得るものではないし、また、上告人の思想、信条自体を高等学校の入学者選抜の資料に供したものと到底解することができないから、所論違憲の主張は、その前提を欠(き、憲法 19 条に違反しない)。」

「調査書には、入学者の選抜の資料の一とされる目的に適合するよう生徒の性格、行動に関しても、これを把握し得る客観的事実を公正に記載すべきものである以上、……上告人の表現の自由を侵し又は違法に制約するものとするとはでき(ない)。」

「本件調査書の記載による情報の開示は、入学者選抜に係る特定小範囲の人に対するものであって、情報の公開には該当しない。」「本件調査書の備考欄等の記載事項は、いずれも入学者選抜の資料に供し得るものである……から、(憲法 26 条違反)の主張は、その前提を欠き、採用できない。」

7. その他憲法第 26 条以外の規定における教育に係る憲法上の主な問題点

7.1 少数者優遇措置(アファーマティブ・アクション“affirmative action”)

アメリカでは、歴史的に差別を受けてきたグループ、とくに黒人や少数民族と女性に対し、大学入試や雇用等につき、立法等によって特別枠を設け、優先的な処遇を与える措置(affirmative action)が採られてきた。これは、機会の平等を回復するための合理的措置として憲法上の平等原則には反しないとされている。しかし、それが行きすぎると、「逆差別」となり、平等原則違反の問題が生じる。(『憲法学 人権各論(1) [増補版]』芦部信喜 28 頁)

ミシガン大学入学措置違憲訴訟

米ミシガン大学法律専門大学院に入学を拒まれた白人学生が、入試の筆記試験で黒人など少数派の学生には150点満点で20点を加点する制度のために不利を被ったとして提訴、制度は憲法違反だと主張した。2002年12月、連邦最高裁は違憲審査を行うことを決定した。

ブッシュ米大統領は、2003年1月15日、制度の核心は、学生に単に人種を理由に恩恵か不利を与えるものだとして述べ、逆差別が生じているとの見解を発表、審理中の連邦最高裁に意見書を提出することを表明している。

7.2 私立学校に対する助成措置について

第 89 条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

7.2.1 問題の所在

私立学校とは、学校法人によって運営されている学校を指す。私立学校法 59 条は、「国又は地方公共団体は、教育の振興上の必要があると認める場合には、別に法律で定めるところにより、学校法人に対し、私立学校教育に関し必要な助成をすることができる」と定め、同条にいう「別に定める法律」として、私立学校振興助成法が定められている。

この私学助成制度については、一般に学校法人は「公の支配に属しない」と考えられていることから、憲法 89 条の趣旨に照らして違憲ではないかとの議論が依然存在する。

7.2.2 「公の支配」と私学助成

「公の支配」と私学助成との関係について、代表的な学説を挙げれば、以下のとおりである。

A 「公の支配」を厳格に解釈する立場から、私学助成の合憲性には問題があるとする説

「支配」とは、その事業の予算を定め、その執行を監督し、さらにその人事に関与するなど、その事業の根本的な方向に重大な影響をおよぼすことのできる権力を有することをいう。かならずしも、その事業の日常の運行において、具体的・個別的に指揮する権能を含むわけではない。……私立学校法第 59 条、私立学校振興助成法第 12 条……で定められる程度の微温的・名目的な監督 報告を徴し、勧告を行うことが、はたして本条にいう「公の支配」に属するかどうかは、すこぶる疑問である。それらの監督手段は、けっして具体的にそれらの学校法人…の事業の方向を動かす力をもっていない。この程度のことでは、それらの学校法人…が「公の支配」に属するといえることができるならば、すべての公益法人が「公の支配」に属するといえることになり、本条は、ほとんど空文に帰するおそれがある。(『全訂日本国憲法』宮沢俊義(芦部信喜補訂) 742-749 頁)

B 「公の支配」を柔軟に解し、教育基本法・学校教育法等によって国家の支配の下に法的規律を受けている私立学校は「公の支配」に属すると解する説

「公の支配に属する」事業は、単に国家または公共団体自体の経営的支配をする事業ではなく、国家の支配の下に特に法的その他の規律を受けている事業を言い、したがって国立国営のものも、公立公営のものも、私立私営のものも、すべて国家の支配下において法的その他の規律を受けるものは、すべて「公の支配に属する」ものであるからである。…特に教育基本法・学校教育法等によって法的の支配を受けている私立学校は、まさに「公の支配に属する」ものである、といわねばならない。したがって、かくのごとき公の支配に属する私立学校に対しては、公金その他の公の財産を支出し、またはその利用に供してよい、ということになるのである。(『憲法学講義』田畑忍 323 頁)

C 「公の支配」の解釈に当たって、憲法の他の条項(14 条、23 条、25 条、26 条など)との総合的解釈を行い、私立学校及び私立学校振興助成法による監督の程度をもって、「公の支配」の要件を満たし、私学助成を合憲とする説

解釈上争われる中心問題は、これらの立法例のように、単に「勧告」

等の権限を有するだけで、仮りにその勧告が実効性をもつとしても、私立学校...等が、第 89 条にいわゆる「公の支配」に服するといえるかどうかにある。.....ここには、一方で私的な慈善・教育事業等に対する公権力の干渉を防ごうとする第 89 条の趣旨と、他方ではこれら「私的事業の自由な発展を所期しながら、此れに十分な財政的補助を与えることがのぞましい」というふたつの矛盾した要求がからんでくる。日本の現状に即してみれば、教育の機会均等を計ったり...する 他面で憲法がめざしている目的を実現する 見地からいっても、この後の要求も十分に考慮されるべきであろう。第 89 条が、立法論的に大いに論議の余地があるといわれるだけに、解釈上も憲法秩序全体の精神に沿って、上記のような矛盾の解決を計る必要がある。すなわち、本条の適用に当たっては、憲法 14 条（平等）・25 条（生存権）・26 条（教育義務）等をあわせて、体系的・総合的に解釈してゆくべきであろう。（『〔新版〕憲法講義 下』小林直樹 400・401 頁）

D 「公の支配」は「事業」にかかるのであって事業主体を支配するものではないとする説

「事業」をその主体の側面に着目して理解することになったのは、前段の「宗教上の組織若しくは団体」という言葉に引きずられたからであろう。無意識のうちに、後段の「事業」を前段の「組織若しくは団体」と呼応させて読んでいたのである。しかし、後段の「事業」は、実は、前段の「使用、便益若しくは維持」に対応する位置にある。そう読めば、前段が主体に着目しているのに対し、後段は事業自体に着目していることが分かる。.....したがって、「公の支配」にあるかどうかの問題になるのは、主体ではなく、事業そのものである。ある主体が遂行する慈善・教育・博愛の事業が「公の支配」の下にあれば、その限度で助成は可能なのである。事業を公の支配の下に置くために、事業主体を支配する必要はない。.....国がどのような具体的事業に助成するかの決定権を有し、支出された公金が現実に助成目的に従って利用されたかを監視し、違反があれば是正を指示できる権限を有している必要がある。逆に言えば、このような監視が現実に行われる体制になっていれば、その事業に対する助成は本条に反しない。.....本条後段の趣旨は、政教分離の脱法を防ぐことにあった。助成対象の慈善・教育・博愛の事業を「公の支配」の下に置く目的は、公金支出が宗教に対す

る助成の意味を持たないよう気を付けることにある。したがって、国による監視は、慈善・教育・博愛の事業への助成に際しては、宗教との関連で厳格になされなければならないことになり、これを要求することに本条の意味があるのである。（「公金支出制限の趣旨と「公の支配」の意味」高橋和之 『杉原泰雄古稀記念・二一世紀の立憲主義 現代憲法の歴史と課題』485-486頁）

上記の諸説のうち、一般には、Cの立場が妥当とされている。ただし、憲法89条の趣旨が国家の中立性の原則及び財政民主主義の原則であることから、以下のような国の監督が憲法上要請されると指摘されている。

国家の中立性の原則は、私立学校の教育の自由との調整を必要とするが、最低限において、学生・生徒の信教の自由および思想信条の自由を侵害してはならないことを要請する。……特定の信仰を強制することは、学校の「公の性質」からも許されないものである。

財政民主主義の原則による国の財政的監督……で欠けているものとして問題があるのは、授業料および経常費の相当部分をしめる教職員の給与費に対する国の監督である。特に、授業料については、私学助成そのものが憲法26条の教育を受ける権利によって根拠づけられているのであるから、助成が授業料の軽減に結びつくように監督することは、憲法89条後段の「公の支配」の重要な内容をなすものと解されるのである。（「私学助成の合憲性」中村睦男 『芦部信喜還暦記念・憲法訴訟と人権の理論』450・451頁）

参考判例

幼児教室への補助金交付と「公の支配」

（東高判平成2年1月29日判例時報1351号47頁）

自治体が、幼児の父母らの開設した幼稚園類似のいわゆる「無認可保育園」に町の所有地の無償使用を認め、補助金を交付したので、私立幼稚園主らの住民が使用差止め、補助金相当額の損害賠償を求めた事件。

「教育の事業に対する支出、利用の規制の趣旨は、……教育の名の下に、公教育の趣旨、目的に合致しない教育活動に公の財産が支出されたり、利用されたりする虞があり、ひいては公の財産が濫用される可能性があることに基づくものである。このような法の趣旨を考慮すると、教育の事業に対して公の財産を支出し、又は利用させるためには、その教育事業が公の支配に服することを要するが、その程度は、国又は地方公共団体等の公の権力が当該教育事業の運営、存立に影響を及ぼすことにより、右事業が公の利益に沿わない場合にはこれを是正しうる途が確保さ

れ、公の財産が濫費されることを防止しうることをもって足りるものというべきである。右の支配の具体的な方法は、当該事業の目的、事業内容、運営形態等諸般の事情によって異なり、必ずしも、当該事業の人事、予算等に公権力が直接的に関与することを要するものではない。」「本件教室の運営が町の助成の趣旨に沿って行われるべきことは、町の本件教室との個別的な協議、指導によって確保されているということができ、本件教室についての町の関与が、予算、人事等に直接及ばないものの、本件教室は、町の公立施設に準じた施設として、町の関与を受けているものということができ、……憲法 89 条にいう『公の支配』に服するものということができる。」

教育基本法の改正について

1. 教育基本法見直しの動きについて

1.1 教育改革国民会議の提言

教育基本法は、昭和 22 年に GHQ の占領政策下で、教育勅語に代わるものとして制定されたものであり、憲法とも密接な関係を有するとされていたため、その改正論議は長らく慎重に取り扱われてきたが、制定から半世紀を経て社会情勢が大幅に変化するにつれ、改正の主張も活発になってきた。

そのような状況の中、平成 12 年 3 月に小渕首相（当時）の私的諮問機関として発足した教育改革国民会議が、同年 12 月に森首相（当時）に報告書「教育改革国民会議報告 教育を変える 17 の提案」を提出した。同報告書には、新しい時代にふさわしい教育基本法についての提言とともに奉仕活動の義務化等も含まれており、教育基本法の改正についてかなり踏み込んだ内容のものとなっていた。また、教育振興基本計画と教育基本法の二本柱が示され、前者については、教育改革に基本的方向を示すとともに具体的な項目についての計画を策定する必要性や、計画に対する厳格な評価、情報公開の必要性等が提言されていた。

参考

「17 の提案」（教育改革国民会議報告より）

人間性豊かな日本人を育成する

- 教育の原点は家庭であることを自覚する
- 学校は道徳を教えることをためらわない
- 奉仕活動を全員が行うようにする
- 問題を起こす子どもへの教育をあいまいにしない
- 有害情報等から子どもを守る

一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富む人間を育成する

- 一律主義を改め、個性を伸ばす教育システムを導入する
- 記憶力偏重を改め、大学入試を多様化する
- リーダー養成のため、大学・大学院の教育・研究機能を強化する
- 大学にふさわしい学習を促すシステムを導入する
- 職業観、勤労観を育む教育を推進する

新しい時代に新しい学校づくりを

- 教師の意欲や努力が報われ評価される体制をつくる
- 地域の信頼に応える学校づくりを進める
- 学校や教育委員会に組織マネジメントの発想を取り入れる

授業を子どもの立場に立った、わかりやすく効果的なものにする
新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する

教育振興基本計画と教育基本法

教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画を
新しい時代にふさわしい教育基本法を

「新しい時代にふさわしい教育基本法を」（教育改革国民会議報告より）

「日本の教育は、戦後 50 年以上にわたって教育基本法のもとで進められてきた。この間、教育は著しく普及し、教育水準は向上し、我が国の社会・経済の発展に貢献してきた。しかしながら、教育基本法制定時と社会状況は大きく変化し、教育の在り方そのものが問われていることも事実である。このような状況を踏まえ、私たちは、次代を託する子どもたちが、夢や志を持てるような新しい教育のあるべき姿について考え、具体的な対応策を提言してきた。それとあわせて、教育基本法についても、新しい時代の教育の基本像を示すものとなるよう率直に論議した。

これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など人類普遍の原理を大切にするとともに、情報技術、生命科学などの科学技術やグローバル化が一層進展する新しい時代を生きる日本人をいかに育成するかを考える必要がある。そして、そのような状況の中で、日本人としての自覚、アイデンティティーを持ちつつ人類に貢献するということから、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。そして、その双方の視野から教育システムを改革するとともに、基本となるべき教育基本法を考えていくことが必要である。このような立場から、新しい時代にふさわしい教育基本法には、次の三つの観点が求められるであろう。

第一は、新しい時代を生きる日本人の育成である。この観点からは、科学技術の進展とそれに伴う新しい生命倫理観、グローバル化の中での共生の必要性、環境の問題や地球規模での資源制約の顕在化、少子高齢化社会や男女共同参画社会、生涯学習社会の到来など時代の変化を考慮する必要がある。また、それとともに新しい時代における学校教育の役割、家庭教育の重要性、学校、家庭、地域社会の連携の明確化を考慮することが必要である。

第二は、伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくことである。この観点からは、自然、伝統、文化の尊重、そして家庭、郷土、国家などの視点が必要である。宗教教育に関しては、宗教を人間の実存的な深みに関わるものとして捉え、宗教が長い年月を通じて蓄積してきた人間理解、人格陶冶の方策について、もっと教育の中で考え、宗教的な情操を育むという視点から議論する必要がある。

第三は、これからの時代にふさわしい教育を実現するために、教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定することである。この観点からは、教育に対する行財政措置を飛躍的に改善するため、他の多くの基本法と同様、教育振興基本計画策定に関する規定を設けることが必要である。

これら三つの観点は、新しい時代の教育基本法を考える際の観点として重要なものであり、今後、教育基本法の見直しを議論する上において欠かすこ

とのできないものであると考える。

新しい時代にふさわしい教育基本法については、教育改革国民会議のみならず、広範な国民的論議と合意形成が必要である。今後、国民的な論議が広がることを期待する。政府においても本報告の趣旨を十分に尊重して、教育基本法の見直しに取り組むことが必要である。その際、教育基本法の改正の議論が国家至上主義的考え方や全体主義的なものになってはならないことは言うまでもない。

1.2 中教審中間報告

平成 13 年 11 月 26 日に、遠山文部科学相が、その諮問機関である中央教育審議会（中教審、鳥居泰彦会長）に「教育振興基本計画の策定」及び「教育基本法の在り方」について諮問した。これを受けて、中教審は総会において審議を開始し、また、基本問題部会を設置して専門的かつ実質的な審議を行った。

平成 14 年 11 月 14 日、中教審は、遠山文科相に、中間報告書「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を提出した。その内容は、教育基本法の全面的見直しを求めるものであり、「郷土や国を愛する心」、「公共に主体的に参加する意識」等を基本理念として新たに盛り込むことを提言するものであった。また、その後、同中間報告の内容を踏まえて全国 5 ヲ所で開催（一日中教審）が開かれた。

（中教審「中間報告書」は、別途配布いたしました。）

中教審の開会状況（H15.2.3 現在）

（上記の諮問内容に関するもの）

- ・総会...11 回
- ・基本問題部会...21 回
- ・公聴会（一日中教審）...5 回

（H14.11.30 東京、12.7 福岡、12.8 福島、12.14 京都、12.15 秋田）

1.3 今後の動き

中教審は、今年 4 月までに答申をまとめる予定であり、それを受けて、教育基本法の改正法案の通常国会（第 156 回国会）への提出が検討されている。

2. 教育基本法制定時の議論等

2.1 教育基本法制定の経緯

第二次世界大戦の終結により、戦前の教育における基本理念として尊重され、忠君愛国や仁義忠孝の精神等を定め、国家主義的教育政策の理念的支柱として機能した「教育勅語(明治23年10月30日発布)」は、事実上その役割を終えた。

終戦後しばらくは、教育勅語擁護論や新勅語制定論が唱えられ、また、実際上も教育勅語は形式的には存置されたが、進展しつつあった憲法改正作業により国民権原理を柱とするその内容が明らかになりつつあったことなどにより、それらの主張は次第に衰退した。

このような流れに反して、政府は一貫して、部分的な失効はあるにせよ教育勅語はなお有効であるとの立場をとり続けたが、一方では、第90帝国議会における新憲法の教育に関する規定の議論の中で教育の根本方針や教育精神が取り上げられたことなどを受け、昭和21年6月に田中耕太郎文部大臣より教育基本法の制定の発意が示され、それ以降、文部省内での検討等法律制定の準備が順次具体化していくこととなった。

昭和21年8月に内閣総理大臣の所轄の下に設置された「教育刷新委員会(教刷委)」の場で教育に関する重要事項の調査が行われることとなったが、その第3回総会において、田中文相より教育基本法の詳細な構想が明らかにされ、第一特別委員会の場における審議を経て、同年12月の第13回総会において教育基本法制定の必要性やその内容となるべき基本的な教育理念等を謳った建議(後掲)が採択された。

その後、上記の建議や教刷委第一特別委員会作成の「教育基本法要綱案」

《教育基本法制定関係略年表》

年月	記事
昭和20 8.15 (1945) 9.15 10.22	終戦 文部省「新日本建設ノ教育ノ方針」発表 GHQ「日本教育制度に対する管理政策」を指令
昭和21 3.5 (1946)	米国教育使節団、来日。 報告書を提出(31日) (民主的な教育改革を勧告。教育基本法の制定の必要性等については言及なし)
6.27	田中耕太郎文部大臣答弁 「教育根本法のごときものの制定を考慮している」旨
8.3	衆議院「教育の再建に関する決議」可決
8.10	教育刷新委員会設置(内閣総理大臣の所轄) -教育に関する重要事項の審議
10.20	文部省通達 「勅語及び詔書の取扱いについて」 儀式に用いる等の従来の取扱いを廃止
11.3	日本国憲法公布
12.27	教刷委、教育基本法制定の必要性、その内容となるべき基本的な教育理念等について建議
昭和22 3.4 (1947)	教育基本法閣議決定 法案を枢密院に諮問 原案通り可決
3.12	第92帝国議会に法案提出 原案どおり可決、公布(3/31)
5.3	日本国憲法施行
昭和23 6.23 (1948)	教育勅語失効の国会決議 (衆:教育勅語等排除に関する決議、 参:教育勅語等の失効確認に関する決議)

等を基に、GHQ と政府との折衝による文言の修正・削除等を経て、教刷委総会における「教育基本法要綱」の承認、さらには政府による教育基本法案の起草がなされ、3月4日に閣議決定、同月31日に国会を通過、直ちに公布された。(このように審議が短期間であった点を捉えて、同法の制定作業は、実質的に、昭和21年3月に来日した米国対日教育使節団の報告書(Report of United States Education Mission to Japan)に基本図案が描かれたことで終了していたとの指摘がある。)

なお、教育勅語は、教育基本法成立後も1年2ヶ月余りにわたって存置されていたが、最終的に、GHQの口頭命令を経て、昭和23年6月23日に衆参両院において、それぞれ排除、失効確認の決議がなされた。

2.2 教育基本法案の制定時の提案理由説明

一 提案理由

(イ) 本会議(昭和22年3月13日)

国務大臣(高橋誠一郎君) 今日上程に相なりました教育基本法案につきまして、その提案の理由並びに内容の概略を御説明申し上げたいと存じます。

民主的で平和的な国家再建の基礎を確立いたしまするがために、さきに憲法の画期的な改正が行われたのでありまして、これによりまして、ひとまず民主主義、平和主義の政治的、法律的の基礎がつくられたのであります。しかしながらこの基礎の上に立つて、真に民主的で文化的な国家の建設を完成いたしまするとともに、世界の平和に寄与いたしますること、すなわち立派な内容を充実させますことは、国民の今後の不断の努力にまたなければなりません。そうしてこのことは、一にかかつて教育の力にあると申しまして、あえて過言ではないと考えるのであります。かくのごとき目的の達成のためには、この際教育の根本的刷新を断行いたしまするとともに、その普及徹底を期することが、何よりも肝要でございます。

かかる教育刷新の第一前提といたしまして、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると存するのであります。それは新しい時代に即応する教育の目的、方針を明示し、教育者並びに国民一般の指針たらしめなければならないと信ずるのでございます。

次にこれを定めますにあたりましては、これまでのように、詔勅、勅令などの形式をとりまして、いわば上から与えられたものとしてではなく、国民の盛り上りまする総意によりまして、いわば国民みずからのものとしたしまして定めるべきものでありまして、国民の代表者をもつて構成せられておりまする議会におきまして、討議確定するために、法律をもつていたすことが新憲法の精神に適うものとしたしまして、必要かつ適当であると存じた次第であります。さらに、新憲法に定められておりまする教育に係る諸条文の精神を一層敷衍具体化いたしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたのであります。

さてこれらの教育上の原則、並びにさきに申し述べました教育の根本理念は、単に学校教育のみならず、広く家庭を含めましたところの社会教育にも通ずべきものでありまして、これらの根本の理念並びに原則は、個々の教育法令に別々に掲げることなく、基本的な単一の法律に規定いたしまして、その他の教育法令は、すべてこの法律に掲げます目的並びに原則に則つて制定せらるべきものとするのが適当であると考えておりますのでありまして、この法律をそこで教育基本法と称した次第でございます。

以上申し述べました理由に基きまして、この法案を作成したのでございますが、この法案は、教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であるとも見られましようし、また今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定するという意味におきまして、実質的には、教育に関する根本法たる性格をもつものであると申し上げ得るかと思存します。従つて本法案には、普通の法律には異例でありますところの前文を附した次第であります。

次にこの法案の内容について御説明申し上げますと、まずこの法律制定の由来、趣旨を明かにいたしまするがために、ただいま申し上げましたところの前文を附してございます。次に本文にはいりましては、第一条に、新時代に即応すべき教育の理念を明かにいたしまするがために、教育の目的を掲げました。次に第二条におきましては、このような教育の目的をいかに達成すべきか、その方針を明示いたしました。第三条、教育の機会均等のくだりにおきましては、新憲法第十四条第一項及び第二十六条第一項の精神を具体化いたしました。第四条、義務教育におきましては、新憲法第二十六条第二項の義務教育に関する規定を一層はつきり規定いたしました。さらに第五条、男女共学におきましては、新憲法第十四条第一項の精神を敷衍いたしまして、男女共学を説きました。第六条、学校教育におきましては、学校の性格、教員の身分について規定いたし、第七条におきましては、社会教育の原則を説いたのでございます。第八条、政治教育におきましては、民主主義社会における政治的教養の重要性並びに学校における政治教育の限界を示したのであります。第九条、宗教教育におきましては、新憲法第二十条の信教の自由の規定が、教育上いかに適用せらるべきであるかを示したのであります。第十条、教育行政の条下におきましては、教育行政の任務の本質とその限界を明かにいたしました次第でございます。

以上、本法案制定の理由、性格並びに内容を御説明申し上げましたが、この法案は、教育の根本的刷新について議すべく、昨年九月内閣に設けられましたところの教育刷新委員会におきまして、約半歳にわたりまして、慎重審議を重ねましたところの綱要をもといたしまして、政府において立案作成したところのものでございます。何とぞ慎重御審議の上、御協賛あらんことを御願ひ申し上げる次第でございます（拍手）。

（口）委員会（3月14日）

高橋国務大臣 教育基本法案の提案理由を一応御説明申し上げます。昨日本会議におきまして最後に一言いたしましたところを、少し付け加えて申し上げますと、この法案は、昨年の九月内閣に設置されました教育刷新委員会の建議に基いて作成せられたものであ

ります。この教育刷新委員会は、もと米国教育使節団に協力いたしまするために、連合軍覚書に基いて組織せられました日本教育家委員会と称せられましたものが、解消して発展いたしましたものであります。そうして米国教育使節団の報告書が作成せられるにあたりましては、日本教育家委員会がいろいろな問題を研究される上に、米国教育使節団報告書に、きわめて重要な示唆を與えたものと思われるのであります。刷新委員会の建議は、使節団報告書とその方向を一にしておるのであります。教育の理想につきましても、同じことが言い得ると考えられるのであります。教育刷新委員会におきましては、その第一特別委員会におきまして、この問題を審議いたしまして、その報告に基きまして、本会議において決定いたしましたところのものを、内閣に答申いたしましたのであります。それをもとにいたしまして、今回のものが起草せられることになりまして、閣議におきまして、かなり激しい議論が闘わされました後、これが枢密院に御諮詢になりまして、枢密院の小委員会の席上におきまして、また種々なる論議が闘わされ、その幾分が訂正せられまして、今回の試案ができ、これが上程せられることとなつたのであります。

昨日も申し上げましたように、民主的で平和的な国家再建の基礎を確立いたしまするために、さきに憲法の画期的な改正が行われ、これによつて、ひとまず民主主義、平和主義の政治的、法律的な基礎、いわばわくとなるべきものがつくられたのであります。しかしこの基礎の上に立つて、真に民主的で文化的な国家の建設を完成するとともに、世界の平和に寄与すること、すなわちこのわくの中に立派な内容を充実させることは、国民の今後の不断の努力にまたなければなりません。そしてこのことは一にかかつて教育の力にあると申しても、あえて過言ではないと存するのであります。かかる目的達成のためには、この際教育の根本的刷新を断行するとともに、その普及徹底を期することが、何よりも肝要でございます。かかる教育刷新の第一前提といたしまして、新しい教育の根本理念を確立明示する必要があると存するのであります。それは新しい時代に即応する教育の目的、方針を明示し、教育者並びに国民一般の指針たらしめなければならぬと信ずるからであります。

次に、それを定めるにあたりましては、従来のように、詔勅、勅令等の形式をとりまして、いわば上から与えられたものとしてでなく、国民の盛り上ります総意によりまして、いわば国民みずからのものとして定めるべきものでありまして、国民の代表者をもつて構成せられます議会におきまして討議確定するため、法律をもつていたすことが新憲法に精神に適うものとしたしまして、必要かつ適当であると存じた次第であります。教育勅語とこの法案の関係等につきましても、これまでにいろいろ意見の交換が行われたのであります。教育勅語は、日本教育史上におきまして、きわめて重要な意義を有しておつたのであります。何しろ明治二十三年に判定せられたものでありまして、その後時勢の変遷につれまして、あるいは曲解せられ、あるいは悪用せられるという結果を見ましたので、これをこれまでのように小学校において捧讀いたさないことにいたしましたのであります。それがために、往々にして思想混迷の状態に陥つた向きもあるのでありまして、特にこの際

教育の根本理念を明らかにしたところの法律を制定いたしますことが、目下の急となつたのでございます。

さらに新憲法に定められております教育に係る諸条文の精神を、一層敷衍具体化したしまして、教育上の諸原則を明示いたす必要を認めたとでございます。さて、これらの教育上の原則並びにさきに申し述べました教育の根本理念は、単に学校教育のみならず、広く家庭を含めました社会教育にも通すべきものでありまして、これらの根本理念並びに原則は、個々の教育法令に別々に掲げることなく、基本的な単一の法律に規定いたしまして、その他の教育法令は、すべてこの法律に掲げます目的並びに原則に則つて制定せらるべきものとするのが適当であると考えまして、この法律の教育基本法と称した次第でございます。

以上申し述べました理由に基きまして、この法案を作成したわけでございますが、この法案は教育の理念を宣言する意味で、教育宣言であるとも見られましようし、また今後制定せらるべき各種の教育上の諸法令の準則を規定するという意味におきまして、実質的には教育に関する根本法たる性格をもつものであるとも申し上げ得るかと思存します。従つて本法案には、普通の法律にはむしろ異例でありますところの前文を附した次第でございます。

次にこの法案の内容を御説明申し上げますと、まずこの法案制定の由来趣旨を明らかにいたしまするがために、只今申し上げましたところの前文を附してございます。次に本文にはいりましては、第一条に、新時代に即応すべき教育の理念を明らかにいたしまするがために、教育の目的を掲げました。次に第二条におきましては、このような教育の目的をいかに達成すべきか、その方針を明示いたしました。第三条、教育の機会均等のくだりにおきましては新憲法第十四条第一項、同じく第二十六条第一項の精神を具体化したしました。第四条、義務教育では、新憲法第二十六条第二項の、義務教育に関する規定を、一層はつきりと規定いたしましたのであります。さらに第五条男女共学におきましては、新憲法第十四条第一項の精神を敷衍いたしまして、男女共学を説いたのであります。第六条学校教育におきましては、学校の性格、教員の身分について規定いたしました。第七条では、社会教育の原則を説きました。第八条政治教育では、民主主義社会における政治的教養の重要性、並びに学校における政治教育の限界を示したのであります。第九条宗教教育では、新憲法第二十条の信教の自由の規定が、教育上いかに適用せらるべきかということを明らかにしたのであります。第十条教育行政の条項におきましては、教育行政の任務の本質とその限界を明らかにいたしました次第でございます。

これが本法案制定の理由、性格、並びに内容でございますが、この法案は教育の根本的刷新について議すべく、先ほど申しましたように、内閣に設けられましたところの教育刷新委員会におきまして、約半歳にわたりまして慎重審議を重ねられた要綱をもととしたところのものであります。政府におきまして慎重に案を練りましたのでございするが、なおいろいろまだ御意見もあることと思存するので何とぞ慎重御審議を願いたいと思存する

次第でございます。

二 衆議院教育基本法案委員長報告（3月17日）

椎熊三郎君 教育基本法案の委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案は、去る三月十三日に本会議に上程せられまして、十八名の委員付託と相なつたのであります。翌十四日委員会を開きまして、委員長、理事の互選をいたしました。委員長には江川爲信君、理事には小川原政信君、山口光一郎君、及川規君、以上が選挙せられましたが、その後委員長において、やむを得ざる事情がありまして辞任せられましたので、私が改めて委員長に推挙せられました。

この法案は、政府の説明によりますと、新たに日本の教育の基本を確立するために、教育の目的を明示し、また日本国憲法の精神に則り、これと関連する諸条項を定める必要から、この法案を出したと申しております。委員会は、去る十四日より十五日に至る間、各委員、熱心なる御審議がございましたが、十五日をもつて質疑を終局いたしまして、本日午前十一時より委員会を開きまして、討論を行いました。以下、委員会の経過について御報告申し上げます。

委員会における質疑の概要を御紹介申し上げますと、まず第一に、教育勅語と教育基本法との関係、並びに教育基本法の根底をなす思想の問題であります。これに対しまして政府は、教育勅語と、教育基本法にうたう教育の理念とは、矛盾するものではない、しかし教育勅語はなにしろ明治二十三年にできたもので、今日においてはさらにこれを補足しなければならぬ点が多い。また従来教育勅語の解釈について曲解せられているがごとき観を呈する点もあるので、教育基本法を国民の代表たる議会の議に付して、法律の形をもつて制定することによつて、今後の教育方針を定めたい旨の答弁がありました。また教育基本法の根底をなす思想については、平和国家建設のためには、人格の完成という目的を掲げて、個人の尊厳と価値を認めること、それを基礎とする旨の答弁がありました。

第二には、第三条の教育の機会均等の条項、及び第四条の義務教育に関する問題であります。すなわち形式的には教育の機会均等が与えられていても、実質的に、育英なり、奨学なりの方法が拡大充実せらるゝのでなければ、教育の機会均等の精神は徹底せらるるものではないではないかというのであります。政府からは、現在の大日本育英会における奨学費の増額及び奨学生の増員等について説明があり、またこの趣旨徹底に今後十分努力する旨の答弁があつたのであります。これに関連いたしまして、勤労青少年に就学の機会を大いに与えなければならぬという意見が多数ありました。これに対して政府は、定時制ないしは夜間の高等学校を充実して、青少年が進んで就学を希望するように仕向けるほか、通信教育、職場教育等によつて、勤労青少年の教育を振興したい旨の答弁があつたのであります。さらに義務教育については、授業料を徴収しないのみならず、学用品の無償をも規定すべしとの意見があつたのであります。これに対して政府は、その精神には賛成ではあるが、現在のわが国の財政状態は、遺憾ながらかかる段階に達していないという答弁

があつたのであります。

第三に、第六条学校教育に関するものであります。すなわち教員の身分の尊重、待遇の適正について、政府はいかなる点を考慮しておるかという問題であります。これと関連して、教員の身分の尊重は、単に物質上のそれに止まらず、精神上の身分の尊重にまで及ぶべきであるという意見があつたのでありますが、政府は、ここにこの法律によるところの身分の尊重というのは、精神上のそれをも含んでおるものである、教員の身分の尊重については、具体的に目下種々考究中である旨が答弁いたされたのであります。

第四の問題といたしましては、第八条政治教育に関するものであります。法律に定める、学校の教員の政治運動は、いかなる点まで許されるかということについてであります。第八条第二項は、教育活動中に、特定の政党を支持し、またこれに反対するための政治教育、その他政治的活動をしてはならない旨を規定しているが、その他の場合は原則として自由であります、すなわち選挙法上の制限ないしは教育者たることから生ずる道徳的制限があるほか、ここにこれをなすことは自由である旨、政府の答弁がありました。さらにこれと関連して、学園内における学生生徒の政治運動をいかに考えるかとの質問に対しまして、政府は、一定年齢に達した学徒の政治運動は差支えないが、学園内においてそれを行うことに対しては、教育の目的の達成と、学園の秩序維持のため、その活動には一定の制限があるべきであると思う旨の答弁がありました。それについて、なおその制限の範囲は学校の段階によつて異なる、中学校、高等学校、大学と、その段階によつて異なる、それは学徒の自覚と、学校当局の判断に任せらるべきものであるとの答弁があつたのであります。

第五に、第十条教育行政に関連しまして、第一項の意味について質疑応答があり、また地方教育行政制度一般について種々意見の開陳があり、政府においては、これが改革についてほぼその成案を得て、目下関係各方面と打合せ中である旨の答弁があつたのであります。それがただいま上程になつて、文部大臣から御説明があつた案の内容に盛られておることであると私は想像いたします。

最後に、この教育基本法は、教育の基本原則を示しておるため、概して抽象的規定が多いので、この法律を一片の法令に終らしめないために、この基本法の精神の趣旨徹底並びにこれが実現に向つて、政府は最善の努力をいたすべきであるとの希望意見が、熱心に主張せられました。

大体質疑の内容は以上のごとくでありましたが、質疑を終局いたしまして、討論には入りましてから、重大なる点について修正意見が出ました。これはかなり委員会でも問題になつた点で、この法案の大精神には各党とも賛成しておるのである。しかしながら少数で敗れたりといえども、この少数意見は必ずしも無理を言うのでもなし、当然のことであるから、特にこの点については、本会議において詳細に報告してもらいたいという希望等もございましたので、修正意見については、やや詳細に御説明申し上げたいと思います。

第一の修正は、国民協同党からでございます。第三条第二項の「国及び地方公共団体は、」の次に、「学校の設立配置を適正にし且つ」、こういう文句を入れるのであります。第二

は、第三条第三項として、「すべて国民は、その教育を受けた学校の程度種別等によつて差別されない。」という一項を加える。これは今日までの幾多の文部省関係法律でも、私学と官学との差別は一応はないことにはなつておるが、現在の実社会では、まったく多くの差別がございます。不当に差別をしております。私学と官学との差別、あるいは地方の高等学校と中央の高等学校との差別、これが教育上はなほだおもしろくない結果をもたらしておるし、またこれが教育の本質を無視すること重大なるものがある。この点に関しては、修正論者は熱心にこの内容について主張せられております。ごもつともな点が多いのであります。次は第四条第二項を、「国又は地方公共団体は、その設置する学校における義務教育については、学費を負担することを原則とする。」、こういうふうに訂正するのであります。なおそのほかに、これは字句の問題でございますが、第十項第二項に「教育行政は、この自覚のもとに、」の次に、「独立して」という字句を挿入する。こういう修正案でございました。修正の案に対しては、熱心なる説明がございまして、強く主張せられましたが、採決の結果は、遺憾ながら少数をもつて敗れたのでございます。

続いて社会党を代表いたしまして、永井勝次郎君から希望意見が述べられました。この希望意見についても、社会党は熱心なる研究の結果、一時討論を休憩までして、その意見の出るのを委員会が待つたほどでございますので、永井君説明のこの希望意見は、まことに内容においては尊重すべき点が多いのでございますから、特に委員長から御報告申し上げます。

第一、本法案は従来の教育行政概念からすれば、相当進歩的な部分が認められるが、生産勤労大衆の立場からこれを検討すると、第一に憲法に明記された教育の機会均等に関する大原案を、本案において具体的にすべきにもかかわらず、最も重要な経済的裏づけを欠いておることは重大なる欠陥である。第二、学校教職員並びに学生の政治運動に関する自由保障が明確に規定されてないということである。第三は、教育財源に関する明確なる保障が規定されてない点である。第四は、勤労青少年の教育が重大であるにもかかわらず、従来の青年学校教育においてすら満十八歳までの責務を規定したにもかかわらず、本案においてはこれが後退して、満十五歳と規定されておることは、青少年に対する教育の保障を欠いておる点である。この四つの点は、わが党としては - 日本社会党のことですが、見逃しがたい重大な点であると思う。ゆえにでき得る限り速かなる機会において、右の線に沿い、本法案を修正せられんことの希望を附して、本案に賛成する。これが希望意見でございました。よつて日本社会党は、本案に対しては賛成の意見ということが明確でございます。

これに対しまして、自由党、進歩党を代表いたしまして、自由党の上林山榮吉君から、本法案に対する賛成の討論がございました。これをもつて討論を結局いたしまして、採決の結果、原案を満場一致をもつて可決確定いたしました。

はなはだ粗笨ではございましたが、以上委員会の経過並びに結果を御報告申し上げます（拍手）。

三 貴族院教育基本法案特別委員会委員長報告（3月25日）

男爵今園國貞君 教育基本法案の特別委員会の審議の経過並に結果を御報告致します、本委員会は去る十九日から四回に亘りまして、中に懇談も致しまして、慎重審議を致しました結果、政府原案通り可決すべきものなりと決定致しました。委員会は最初に文部大臣より提案理由の説明を聴取致しましたが、それは過日本議場に於きまして、同大臣からせられました説明を多少敷衍したと云う程度のものでございますから、茲には省略致しまして重ねて申し上げます、質疑応答の主なるものに付御報告致します、或一委員から、教育の目的は日本人として善良な人間を造るにある、斯う思うが、其の意味が此の法案の何処に現われて居るか、不十分ではないか、斯う云う御質問がございましたが、それに対しまして文部大臣は、此の法案の前文に「個性ゆたかな文化の創造をめざす教育」、斯う云うことが書いてあるが、此の「個性ゆたかな」と云うのは個人的なものではなくて、日本の国民性の十分に現われた文化の創造、斯う云う意味と解せられる、此の意味に於て善良な日本人を造る、さう云う趣旨が十分に現われて居る、尚又此の基本法は普遍的なものと同時に、日本的なものをも求めて進もうとするさう云う精神に基いて作られたものであるから、御尋の点は十分に現わされて居ると思ひます。斯う云う御答でございました、又他の一委員から、日本国民を国家社会に対して犠牲、献身、奉仕的な国民とすることが、平和的国家として日本を発達せしめる上に必要である、斯う思うがどうであるか、斯う云う御尋に対しましては、同じく大臣は、第一条の「国家及び社会の形成者」斯うある、此の文字は、単に其の一員であるというだけではなくて、其の構成者であるという意味も含まれて居るのである、又同じく第一条に「勤労と責任を重んじ」とも書かれて居るのでありますから、御尋の趣旨は十分に盛られて居ると云う御答でございました、又他の一委員から、現在我が国の教育界の現状を見るのに、師道が頹廢して師長に対する尊敬の念が非常に薄いのは特に憂うべき現象である。斯う自分は思うが、この点、基本法に於ては余り重きを置いて居ないように思われるがどうであるか、斯う云う御質問がございましたが、之に付きましては、本法の第六条に「教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、」と書いてあります、教員の取るべき道を示して居りますし、又学生に対しましては、第二条に「自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。」斯う述べてありますから、御心配の点は十分に救われると、斯う云う御答がございました、又一委員からの、教育は智育、徳育、体育から成つて居るが、其の中の徳育に於て、人格を完成する上に宗教的情操が必要であると思うが、此の法案に於てそれが現れて居るかと云う御尋に対しまして大臣は、此の点に付ては積極的には規定せられて居ないが、第九条に「宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。」斯うある、其の言葉から宗教的情操が湧いて来ると考える、斯う云う御答でございました、又一委員から、教育勅語と此の基本法との関係に付ての御質問がございましたが、之に対しましては、教育勅語は統治権者の意思を示されたものとして国民を拘束すべき効

力を持つて居つたものでありますが、日本国憲法及び此の教育基本法の施行と同時に、是と抵触する部分は無効となりますが、其の他の部分は両立するものである、即ち政治的効力を失いますが、孔孟の教と同様なものとなつて存在すると云う、斯う云う御答でございました、尚又或委員から、学校教育は国家の活動として行ふのか、即ち国家を主体とする活動であるかと云う御尋に対しましては、学校には国が経営するもの、或は地方公共団体が経営するもの、又法律に定めた法人が経営するものなどがありますが、第六条にありますやように、総て学校は公の性質を持つものであります、併し地方分権主義に則りまして、中央集権を廃します立場から、国以下に於て致します場合は、地方公共団体が教育をすると云うことになるのであらうと云う御答でございました、又或委員から、教員が労働運動に参加し、又労働組合に加入すると云うことの可否に付て御尋がございましたが、之に対しましては、労働組合を結成すると云うことを禁ずると云うことは、団体権が保障されて居ります以上出来ないこととでございますが、併し教員は第六条にあります通り、一般労働者と違つた性格と使命とを持つて居ります故に、其の罷業権に付ても、他の労働者と違って、教員自体の自覚に依る行動が望ましいのである、従つて第六条は、教員の罷業権に付て労働組合法以上に何等規定して居りませぬ、さうして教員の自覚に委ねて居るのである、が又一方に於て、教員の待遇を改善することに依りまして、不謹慎な態度に出ることを抑制しなければならぬと信ずると云う御答でございました、尚其の外、政治教育、宗教教育、教員の身分、待遇、私学振興、男女共学と云うような点に付きまして、或は日本国憲法第八十九条及び二十六条との関係などに付きまして、頗る多岐に亘つて御熱心な質疑応答がございましたが、それ等は総て速記録に譲りまして、茲には省略致します、斯様に致しまして、討論に入りまして五人の委員の方から御発言がございまして、色々な論点から御論じになりましたが、何れも皆賛成の御意見の御開陳のみであつたのでございます、続いて採決を致しました処、一人の御反対もなく原案通り可決致すべきものなりと決定致しました、右御報告申し上げます。

2.3 教育刷新委員会建議

教育刷新委員会建議（昭和21年12月27日）

- 一 教育基本法を制定する必要があると認めたこと。
- 二 教育理念は、おおよそ左記のようなものとして、教育基本法の中に、教育の目的教育の方針としてとりいれること。
 - 1 教育の目的
教育は、人間性の開発をめざし、民主的平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義とを愛し、個人の尊厳をたつとび、勤労と協和とを重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること。
 - 2 教育の方針
教育の目的は、あらゆる機会とあらゆる場とを通じて実現されなければなら

ない。この目的を達成するためには、教育の自律性と学問の自由とを尊重し、現実との関連を考慮しつつ、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力とによつて、文化の創造と発展とに貢献するように努めなければならないこと。

三 教育基本法には、この法律の制定の由来、趣旨を明らかにするため、前文を付することとし、その内容は、おおむね左のようなものとする。

- 1 従来の教育が画一的で形式に流れた欠陥を明らかにすること。
- 2 新憲法の改正に伴う民主的文化国家の建設が教育の力にまつことをのべ、新教育の方向を示すこと。
- 3 この法律と憲法及び他の教育法令との関係を明らかにすること。
- 4 教育刷新に対する国民の覚悟を述べること。

四 教育基本法の各条項として、おおむね左の事項をとりいれ、新憲法の趣旨を敷衍するとともに、これらの事項につき原則を明示すること。

- 1 教育の機会均等
- 2 義務教育
- 3 女子教育
- 4 社会教育
- 5 政治教育
- 6 宗教教育
- 7 学校の性格
- 8 教員の身分
- 9 教育行政

五 前項に示した教育基本法の各条項の内容については総会、各特別委員会の審議の結果をとりいれること。

六 文部省において、右の趣旨に則つて教育基本法案を作成されること。

2.4 教育基本法制定の要旨

教育基本法制定の要旨（昭和22年5月3日文部省訓令第4号）

このたび法律第25号をもつて、教育基本法が公布せられた。

さきに、憲法の画期的な改正が断行され、民主的で平和的な国家再建の基礎が確立せられたのであるが、この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。思うに、教育は、真理を尊重し、人格の完成を目標として行われるべきものである。しかるに、従来は、ややもすればこの目標が見失われがちであつた。新日本の建設に当つて、この弊害を除き、新しい教育の理念と基本原則を打ち立てることは、今日当面の急務といわなければならない。

教育基本法は、かかる理念と基本原則を確立するため、国民の総意を表わす議会の協賛を得て制定せられたものである。即ち、この法律においては、教育が、何よりもまず人格の完成をめざして行われるべきものであることを宣言した。人格の完成とは、個人の価値と尊厳との認識に基き、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめることである。しかし、このことは、決して国家

及び社会への義務と責任を軽視するものではない。教育は、平和的な国家及び社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。又、あらゆる機会に、あらゆる場所において行われなければならないのである。次に、この法律は、日本国憲法と関連して教育上の基本原則を明示し、新憲法の精神を徹底するとともに、教育本来の目的の達成を期した。

かくて、この法律によつて、新しい日本の教育の基本は確立せられた。今後のわが国の教育は、この精神に則つて行われるべきものであり、又、教育法令もすべてこれに基いて制定せられなければならない。この法律の精神に基いて、学校教育法は、画期的な新学制を定め、すでに実施の運びとなつた。

然しながら、この教育基本法を運用し、真にこれを活かすものは、教育者自身の自覚と努力である。教育に当る者は、国民全体に対する深い責任に思いを致し、この法律の精神を体得し、相共に、熱誠を傾けてその使命の達成に遺憾なきを期すべきである。

昭和 22 年 5 月 3 日 文部大臣 高橋誠一郎

3. 教育基本法の規定の概要

(以下の教育基本法の規定の概要は、文部科学省のホームページを参照しつつ、辻田力/田中二郎監修『教育基本法の解説』及び田中耕太郎『教育基本法の理論』を参考にまとめたものである。)

前文

われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。

われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。

ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。

前文の意義及び特徴

前文を有する法律は極めて少なく、「基本法」の名を冠せられた諸法律を中心に、その例が散見されるのみである。前文が付された理由としては、教育基本法は新しい教育理念を宣明する教育宣言であり、後に制定されるべきすべての教育法令の根拠法、いわば教育憲法ともいうことのできる点から、全く新しい、極めて重要な法律と言え、その制定の由来と目的との明確化及びその基調をなしている主義と理想との宣言に必要であったためと解されている。

前文の大きな特徴としては、個人の尊厳とその価値の認識を中心とした

ものであること及び本法が日本国憲法の精神と不離一体のものであることを宣言していることが挙げられる。

第1条（教育の目的）教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

1. 本条の趣旨

ここでは、教育とは人を育てることであり、「教育の目的」としては、どのような目標に向かって人を育てるか、どのような人を育てることを到達の目標とすべきかということについて規定している。

また、本条は、「教育の目的は、『（国民の）人格の完成をめざすこと』並びに『平和的な国家及び社会の形成者として、（以下～の徳目を有する）心身ともに健康な国民の育成を期すること』である。」という構造になっている。

（ 真理と正義を愛し、 個人の価値をたつとび、
勤労と責任を重んじ、 自主的精神に充ちた ）

2. 語句の趣旨

「**人格の完成**」……真、善、美の価値に関する科学的能力、道徳的能力、芸術的能力などの発展完成を示す。人間の諸特性、諸能力をただ自然のままに伸ばすことではなく、普遍的な規準によって、そのあるべき姿にまでもちきたすことでなければならない。また、「個人の価値と尊厳との認識に基づき、人間の具えるあらゆる能力を、できる限り、しかも調和的に発展せしめること（「教育基本法制定の要旨」昭和22年文部省訓令）」とされている。

「**真理と正義を愛すること**」「**個人の価値をたつとぶこと**」「**勤労と責任を重んじること**」「**自主的精神**」……これらの徳目について、制定時の帝国議会答弁においては、「第1条ですべての徳目を掲げるのは適當ではなく、従来我が国の教育の比較的欠陥といわれてきたところや現在においても欠陥と考えられているところを特に強調し、それ以外は「人格の完成」に包含させる」との考え方をとっている。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

教育の基礎として如何なる人間観に拠っているのか。

(昭和22年3月19日 貴族院・本会議)

高橋国務大臣 教育基本法に於きまして、先づ人間は人間たるの資格に於て品位を備へて居るものでありまして、何等他のものと替へらるべきものでないと云ふ意味に於て、其の前文に於きまして、「個人の尊重を重んじ、」と謳つて居るのであります。次に人間の中には無限に発達する可能性が潜んで居ると云ふ考を基礎と致しまして、教育は此の資質を啓発し培養しなければならないのでありまして、之をば第1条に「個人の価値をたつとび、」と申して居るのであります。第三に、人間は単に個人たるに止まらず、国家及び社会の成員であり、形成者でなければならないと云ふことも亦此の基本法に於ける人間観の基礎として居る所のものであります。更に人間は真、善、美などの絶対価値の実現を追求するものと致しまして、文化活動の主体であると考へるのであります。是等を基礎と致しまして、教育が人格の完成を目指さなければならず、普遍的にして而も先程仰せのありました所の日本人として、又個人と致しまして、個性豊かな文化の創造を目指さなければならぬとして居るのであります。

教育理念を法律の形で規定することの意味は何か。

(昭和22年3月19日 貴族院・本会議)

金森国務大臣 (教育に関する基本方針を国会において法律として定めるのは、)国民の共同意識、謂はば国民の代表者に依つて現されて居ります所の全国民の納得を基本として、実行上然るべき基準を規律して行かうと云ふことであります。故に、先づ大体の見地から申しまして、国の法律として定めると云ふことが、余り程度を越えさへしなければ然るべきことのやうに存じて居ります。

高橋国務大臣 一部に於きましては、又国民の可なり大きな部分に於きましては、思想昏迷を来して居りまして、適従する所を知らぬと云ふやうな、状態にあります際に於きまして、法律の形を以て教育の本来の目的其の他を規定致しすることは、極めて必要なことではないかと考へたのであります。

よき日本人の育成、祖国観念の涵養といった観点が欠けているのではないか。

(昭和22年3月20日 貴族院・教育基本法案委員会)

高橋国務大臣 「個性ゆたかな文化の創造」、此の「個性ゆたか」と云ふことは、博士の御解釈になりますやうに、単なる個人的のものばかりで

ございませぬので、日本の国民性の十分に現はれた所の文化の創造と云ふ意味に私共は解釈して居るのでございます。尚此の基本法なるものは、十分に普遍的なものと同時に、日本的なもの、特殊なものをも求めて進んで行かなければならぬと云ふ精神に基いて出来て居るものと申上げて差支えなからうかと考えて居ります。

辻田政府委員 それで教育の目的の中には色々な徳目、或は掲ぐべき必要なことがあらうと思ひます。従来我が国の比較的欠陥と言はれて居つた所、或は現在の状態に於ても欠陥と考へられて居る所と云ふやうなものを特に強調致しまして、「勤労と責任を重んずる」、「責任」と云ふ字を特に入れ、又「自主的精神に充ちた」と云ふやうなことを特に強調致しまして、此の我が国の国民として特に教養すべき点を掲記したのでありまして、此の中に有らゆる徳目を掲記すると云ふことは、必ずしも適当でないと思ひますので、それ等に付きましては「人格の完成」と云ふ中に包含してある訳であります。

奉仕的精神に満ちた国民の養成という観点が欠けているのではないか。

(昭和 22 年 3 月 20 日 貴族院・教育基本法案委員会)

高橋国務大臣 此の第 1 条に掲げてあります国家及び社会の形成者、此の形成者と申しまする文字は、単なるメンバーと云ふだけでなくして、実際の国家及び社会の構成者、ギルダールと云ふやうな意味も含まれて居るものでありまして、尚国家竝に社会に対する奉仕の点は、後にありますやうに「勤労と責任を重んじ」云々と云ふ言葉で十分に現はされて居るのではないかと存するのでございます。

第 2 条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、實際生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。

1. 本条の趣旨

本条は、第 1 条に規定する教育の目的を実現するための道筋(方法) 心構え及び配慮事項を規定したものであり、名宛人は教育者のみならず一般国民を含むとされている。

制定時の帝国議会においても、本条前段は、教育の目的を達成するためにどのような方針で進んだらよいかについて形式的な面を謳い、後段は、実質的な方針、内容、すなわち教育を取り扱う者の心構えについて謳って

いる旨答弁されている。

2. 語句の趣旨

「あらゆる機会に、あらゆる場所において」……制定当時において、それまでは、教育は学校教育のみで終了したものと考え、その後の研究修養を省みなかった弊風を改めるため、学校教育と並んで社会教育が大いに振興されるよう規定したものである。

「学問の自由を尊重し」……憲法第 23 条「学問の自由は、これを保障する」との、学問の自由を侵してはならないとする消極的な規定をさらに進めて、積極的に尊重していこうとするものである。

「實際生活に即し」……教育なり学問なりは、實際生活を基礎とし、そこから出発して行われなければならない、また、その成果も實際生活に浸透していかなければならないという意味を示したものである。

「自発的精神を養い」……自ら進んで学問をしたいという気持ちを起こさせ、個人の研究的態度を養うという意味である。

「自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない」……教師と生徒の間のみならず、教師相互、生徒相互の間に敬愛という心のつながりを持って、相互に教育し、教育され、協力一致していくところに偉大な文化の創造と発展が遂げられるという意味である。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

第 2 条（教育の方針）は意味がよくわからないのではないか。

（昭和 22 年 3 月 20 日 貴族院・教育基本法案委員会）

辻田政府委員 第 2 条は御話の通り、前段と後段と色々と錯綜したりして居るのではないかと云ふやうな御考もあるかと思ひますが、前段の方は謂はば教育の目的を達成致しする為にはどう云ふやうな方針で進んだら宜いかと云ふことに付きましての形式的な面を謳つたのでありまして、次の「この目的を達成するために」とある「この目的」と申しするものは、教育の目的と云うことでありますが、是は此の後段の方は謂はば実質的な方針、内容を示したものであるのでございます。で、此の前段の方は特に御説明をする要はないかと思ひますが、後段に付きましては、是は第 1 条に掲げてあります教育の到達すべき目標を達成する為には、教育を取扱ふ者、教育に従ふ者は斯う云ふ風な心構へを以てやらなければならないと云うことを謳つて居るのであります。

第3条（教育の機会均等） すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。
2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。

1. 本条の趣旨

憲法第14条第1項及び第26条第1項の精神を具体化したものである。

第1項前段は、国は、国民が能力に応じて教育を受ける機会を均等に与えなければならないものであり、それを妨げてはならないことを示しており、後段は、単に教育を受ける機会を均等にするのみならず、教育のあらゆる場合において能力以外の事由によつて差別的取り扱いをしてはならないことを示している。なお、憲法第14条と比較すると、「経済的地位」が追加して列挙されている点異なる。

第2項は、憲法第26条第1項の精神を拡充して、能力がありながら経済的理由によつて修学困難な者に対して、国及び地方公共団体は奨学の方法を講じる義務を負うことを明らかにしたものである。具体的には、義務教育段階及び盲・聾・養護学校への就学援助・奨励、日本育英会奨学金実施並びに授業料免除措置等がある。

2. 語句の趣旨

「ひとしく、その能力に応ずる」……人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地のいかににかかわらず等しく教育の機会を提供することをいうが、すべての児童生徒に同一の教育を与えることを意味するものではなく、個人差に応じる教育を施すという趣旨である。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

教育の機会均等をいかに実現するつもりか。

（昭和22年3月14日 衆議院・教育基本法案委員会）

辻田政府委員 この第3条は、第1項の前段におきましては、教育の機会均等の本質を述べ、次に人種、信条、性別以下は、これは教育を実施する上におきまして、こういう風な事項によつて差別をされてはならないということをやつたものであります。入学の際、あるいは入学の後の教育実施にあつた問題、すべてここに包含しておるつもりであります。次に第2項におきまして、特に能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対しましては、奨学の方法を国及び地方公共団体において講じなければならないのであります。これにつきましては現在も行われておりますが、一層義務教育におきましては修学奨

励ということの方面に力を尽くしたい。また義務教育以外の教育におきましては、育英事業を拡充いたしまして、その徹底を期するようにいたしたいと存するのであります。

第4条（義務教育）国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。
2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。

1. 本条の趣旨

憲法第26条第2項の規定を受け、義務教育の年限を9年と定めるとともに、義務教育の無償の意味を国公立義務教育諸学校における授業料不徴収ということによって明確にしたものである。

2. 語句の趣旨

「九年の普通教育」……普通教育とは、通常、全国民に共通の、一般的・基礎的な、職業的・専門的でない教育を指すとされ、義務教育と密接な関連を有する概念である。9年の具体的な内訳については、教育基本法は特に規定せず、学校教育法に委ねている。

「義務を負う」……親には、憲法以前の自然権として親の教育権（教育の自由）が存在すると考えられているが、この義務教育は、国家的必要性とともに、このような親の教育権を補完し、また制限するものとして存在している。

「授業料は、これを徴収しない」……憲法は「義務教育は、これを無償とする」と規定しており、この「無償」とは、「子女の保護者に対し、その子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である」と解するのが通例である。なお、現在は教科書無償措置法等により、義務教育段階においては国公私を通じて教科書も無償となっている。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

義務教育は、国民の義務ではなく国家の義務ではないか。一切無償にできないのか。

（昭和22年3月14日 衆議院・教育基本法案委員会）

辻田政府委員 憲法 26 条を受けて、憲法の内容を裏づけてそれぞれの国民の立場から書いたわけでありますが、国民の立場から権利があると同時に、また九年の普通教育を受ける義務教育を負うというふうにしたのであります。第 2 項におきまして、憲法第 26 条第 2 項に「義務教育は、これを無償とする。」とあります。「無償」を授業料に限つた理由であります。これは各国の立法等も十分研究いたしました。わが国の財政上の都合、その他を考慮いたしまして、今日においては授業料を徴収しないことを、憲法の「無償とする」という内容にいたしたいということにいたしまして、ここにそれらを明らかにした次第でございます。(中略) なお国家が地方公共団体におきまして普通教育を受けさせる義務を国民に負わせる以上、これに対しまして適当なる施設を設け、その義務を完全に果すことができますような措置をとることは、当然でございます。

心身成長の少年期の期間である満 16 歳まで義務教育としてはどうか。

(昭和 22 年 3 月 14 日 衆議院・教育基本法案委員会)

剣木政府委員 今般義務教育を九年に決めましたことは、刷新委員会におきまして、相当専門的な意見もお聴きになつて、随分論議された上に一応決定されたことだと思ひますが、(中略)現在の国力の状態からして、義務教育を九年といたしますことを、適当であると判断されたのであらうと考えます。

私立学校が授業料を徴収することも憲法上差し支えないのか。

(昭和 22 年 3 月 22 日 貴族院・教育基本法案委員会)

剣木政府委員 国が致しめる場合は当然無償になる訳であります。併し無償の所に行けるにも拘らず、自分の方で私立学校に入りまして、月謝を出しても宜いと云ふ、受け得る権利を放棄致しまして、私立学校に入つた場合には、其の私立学校で授業料を払つて差支ない、一応斯う云う風に解釈して宜いと云ふことに致したのであります。

第 5 条 (男女共学) 男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。

1. 本条の趣旨

憲法第 14 条第 1 項の精神を敷衍したものである。

教育における男女平等については、教育基本法第 3 条で既に規定されて

いるが、女子の社会的地位の向上のためには女子教育の向上が特に必要との考えから企図された規定である。

ここで、「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならない」とは、男女が相互に人格を尊重し、価値を認め、理解し、その相互敬重の念の上に、社会のあらゆる活動において相互の特性を発揮し相補うことを意味する。

また、「教育上男女の共学は、認められなければならない」とは、法律において男女共学の真価を認め、男女共学を推奨すること、男女共学を国及びその機関が禁止しないことであると同時に、男女共学を強制するものではないこととされている。

さらに、この規定は、教育は原則として男女共学で行われることが本来の在り方であるという視点も含まれていると考えられる。

2. 語句の趣旨

「男女は、互いに敬重し、協力し合わなければならない」……旧来の日本においては、男尊女卑の観念と男女七歳にして席を同じうせずという両性の孤立主義が残存していたが、教育の面ではこれらの考え方を改めていくべきであるという趣旨の規定である。

「男女の共学は、認められなければならない」……男性と同水準の教育を求めて、男性しか入学を認められていなかった学校に女性が入学許可を求める形で、女性の教育を受ける権利が要求されてきた歴史的経緯を踏まえたものである。戦前の日本においては旧制高等学校への女子の入学は認められておらず、その結果、旧制官立大学への進学も著しく限られていた。同時に、中等教育においても、男子の中学校と女子の高等女学校とは別学であり、修業年限にも差があった。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

機会均等が規定されているのに、特に男女共学を強調した 1 条を取り上げた理由は何か。

(昭和 22 年 3 月 14 日 衆議院・教育基本法案委員会)

辻田政府委員 憲法第 14 条の精神をここへもつてまいります場合に、基本法第 3 条の教育の機会均等に一応包含されるわけではありますが、従来、男女別学といいますか、分学と申しますか、男女共学というようなことについて、あまり考えられておらなかったし、また非常に男女の間に差別的な取扱いが行われておりましたので、この際特にこの男女の平等という、差別をしないという立場からいつても、また一方には今後一層民

主的な平和的な国家を建設していきまます場合に、特に男女が互いに協調し協力し合わなければならぬ。これを教育に生かす場合に、共学というような方法で行われるのが最も適当であるというふうに考えられまして、ここに非常に大切なことだと認めまして、これを特筆したわけでありませぬ。

第6条（学校教育）法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。

1. 本条の趣旨

第1項は、教育を行う主たる機関として学校の法的性格及び学校の基礎を強固にし、学校の性格にふさわしい活動が行われるための設置者の資格について明示したものである。

第2項は、学校教育の直接の担当者である教員について、その性格、使命及び職責について示すとともに、職責の遂行のために身分尊重及び待遇の適正化の必要を規定したものの。

2. 語句の趣旨

「**法律に定める学校**」……教育基本法は、学校教育法の定める学校制度を念頭に置いて規定していることから、ここにいう「法律に定める学校」とは学校教育法第1条に定める学校のことを指し、具体的には、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

「**公の性質**」……学校が「公の性質」を有するとの意味について、広義に解釈すれば、おおよそ学校の事業の性質が公のものであり、それが国家公共の福利のためにつくすことを目的とすべきものであって、私のために仕えてはならないという意味となる。狭義に解釈すれば、法律に定める学校の事業の主体がもともと公のものであり、国家が学校教育の主体であるという意味となる（『教育基本法の解説』は狭義説を採用している。）

本条の規定は、憲法第89条の「公の支配」との関係を念頭において規定されたものであり、学校が公の性質を有し、またその設置者も公あるいはそれと同等と考えられるものに限定している。

- 「**法律に定める法人**」……学校教育法第 2 条に定める法人のことを指し、具体的には学校法人及び放送大学学園をいう。「公の性質」を持つ私立学校の設置者について、組織、資産等の面でそれにふさわしい持続性、確実性、公共性を担保するため、「法律に定める法人」と規定し、法律の定めによった目的法人によって設置されることとした(民法上の財団法人を不相当とした。なお、当分の間の措置として学校教育法第 102 条がある。)
- 「**全体の奉仕者**」……教育基本法第 10 条第 1 項に規定するように、教育は国民全体に対する責任において行われるべきものであるので、国公立はもちろん私立学校の教員もすべて国民全体に奉仕すべきものであることから、公務員に関する憲法第 15 条第 2 項の規定を参考にして、法律に定める学校の教員は全体の奉仕者として公務員的な性格をもつ旨を規定したものである。
- 「**自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない**」……一般公務員もまた全体の奉仕者であるが、教員は、それ以上に教育者としての使命があるとして、そのことを示すものである。なお、教育基本法は、教員の使命の具体的内容について明記していない。
- 「**教員の身分は、尊重され、その待遇の適正**」……戦前の教員は、国の官吏として扱われていたが、実際は一般官吏に比べて待遇が悪く、給与も低い状況にあった。それを踏まえ、私立学校も含めた「公の性質」を有する学校に勤務する教員の「身分の尊重」と「待遇の適正」を図ることを意図して規定されたものであり、昭和 24 年に国公立学校の教員を対象とした「教育公務員特例法」が制定された。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

第 6 条第 1 項（学校教育）について

学校教育は本来、国家がやるべきものという考えなのか。

（昭和 22 年 3 月 20 日 貴族院・教育基本法案委員会）

高橋国務大臣 此の 6 条に規定してございまするやうに、学校教育…学校教育は公の性質を持つものであると云ふことに相成つて居るのでございますが、学校は国が経営する場合もございませうし、地方の公共団体が経営する場合もございませうし、又法律に定めましたところの法人が経営する場合もある訳でございます。是等の何れも皆公の性質を持つものであるであります、今日私立学校は多く財団法人の形を取つて居りまして、極めて稀に社団法人になつて居るやうに聞いて居りますので、将来に於きましては、此の教育を目的とする特殊の法人と云ふものを設

けまして、是等のものを律して行きたい。

「法律に定める学校」とは公立学校と言って差し支えないのか。

(昭和22年3月20日 貴族院・教育基本法案委員会)

辻田政府委員 第6条の「法律に定める学校」と申しますのは、近く御審議を仰ぎまする学校教育法に定める学校と云ふ意味でございます、此の第6条から11条を承けまして学校教育法が出来ますので、学校教育法案に依るものでございます。従つて小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾啞学校、養護学校及幼稚園とすると云ふことでありまして、公立学校のみでございます。私立学校も勿論含みます。

第6条第2項(教員)について

教員の身分の取扱いについてどのように考えているのか。

(昭和22年3月14日 衆議院・教育基本法案委員会)

辻田政府委員 新憲法の第15条に「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」という言葉がありますが、法律で定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、一部の人の奉仕者でないという意味を裏に含んであります。そうして教育者としての自己の使命を自覚してその職責の遂行に努めなければならない。これは前段におきましては教員の性格といひますか、本質を明らかにして、またその向かうべきところを明示したわけでありまして。次にはこうこう大事な仕事に携わつておられる方々であるから、この方々に対しては身分が尊重され、待遇の適正が期せられなければならないというふうに、これは国なり公共団体なり、その他の教育行政に当る者等の考うべき途を示したのでございます。

第7条(社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。
2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。

1. 本条の趣旨

第1項は、教育基本法第2条を受け、学校のみならず社会のあらゆる場所で教育が実施されるようにする必要があるとの趣旨から、社会教育が重要であることを前提として、一般に社会において行われる教育を尊重し、国及び地方公共団体がこれを積極的に奨励する方策を講ずべきことを規定

したものであり、第2項は、国及び地方公共団体が自ら社会教育を行う方法を例示したものである。

2. 語句の趣旨

「**社会教育**」……教育基本法は社会教育の定義について何ら規定していない。広義では、社会教育法における社会教育の定義のように、学校教育に対するものとして学校教育以外の教育を包含する概念と捉えられる。一方、家庭教育は本来的に社会教育とは別の概念であると考え、学校教育及び家庭教育以外の教育とする狭義の捉え方もある。本条の「社会において行われる教育」は、後者と解するのが適当であろう。

「**家庭教育**」……家庭教育は、あらゆる教育の出発点であり、その基礎となるべきものであるが、学校教育の発展とともに、その機能がややもすれば軽視されやすい傾向にあるとの問題意識の下に、家庭教育の任に当たる父母等がよく家庭教育を行えるよう、国及び地方公共団体は、心身の修養に努める機会を与える努力をしなければならないことを定めたものである。

「**勤労の場所(において行われる教育)**」……おおよそ職業を持ち、肉体的、精神的労働たるを問わず、何らかの労働に従事する者に対して、その勤労の場所に即してなされる教育の意味である。なお、労働者を対象とした職業訓練は、職業能力・技能開発等を目的とする場合も多く、社会教育とは若干性格が異なるものと解されている。

「**その他社会において行われる教育**」……職場の社会や地域の社会など、人間生活の実態に即して様々な社会が構成されるものであり、その社会環境に即してなされる教育という意味である。

「**図書館、博物館、公民館等の施設の設置**」……いずれも、施設の例示である。戦前は図書館・博物館等が、諸外国の例に比して、数、設備において極めて不十分であったため、その増設と内容の充実及びその積極的活用を図ることを目的として規定されたものである。

「**学校の施設の利用**」……従来、我が国の学校が閉鎖的であったという問題意識から、学校は学校教育に支障のない限り、社会教育のために、その施設を提供しなければならないことを示したものである。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

家庭教育等にも国あるいは地方公共団体が立ち入るといふことか。

(昭和22年3月20日 貴族院・教育基本法案委員会)

辻田政府委員 家庭教育の内容に一つ個々の家庭に付てあれ是れする訳

ではございませぬが、法に於きましては家庭教育を含めました広い意味の社会教育が従来非常に我が国に於ては発達して居なかつたのでありますので、今回は社会教育を非常に重視致しまして、家庭教育を含めました社会教育と云ふものが、国及び地方公共団体に於きまして大いに奨励されなければならぬと云ふ大方針を謳つた訳でございます。

第 8 条（政治教育） 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

1. 本条の趣旨

第 1 項は、民主主義を実現するためには、国民の政治的教養と政治道德の向上が必要であることを踏まえ、政治教育において最も尊重されるべき事項を規定したものであり、第 2 項は、学校教育における政治教育の限界を示し、特定の党派的政治教育を禁止することにより、教育の政治的中立を確保しようとするものである。

2. 語句の趣旨

「良識ある」……単なる常識以上に「十分な知識をもち、健全な批判力を備えた」という意味である。

「公民」……広義では、社会団体の一員として、積極的に社会を形成していく場合の国民と解される。本条では、積極的に政治的関係に入る場合の国民という狭義の解釈が妥当とされる。

「政治的教養」……以下の 3 種と解される。 民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種制度についての知識、 現実の政治の理解力及びこれに対する公正な批判力、 民主国家の公民として必要な政治道德及び政治的信念

「(政治的教養を)教育上尊重する」……これは、 学校教育及び社会教育において政治的教養の蓄積に努めなければならない、 政治的教養を養うことができるよう教育行政面で条件を整えねばならないとする趣旨である。

「法律に定める学校」……第 6 条第 1 項同様に、学校教育法第 1 条に定める学校を指し、専修学校、各種学校等は含まれない。なお、「学校は」とは、「学校教育活動の主体としての学校自体は」の意であり、学校教育活動として行われる限り、学校内外（家庭訪問等）を問わない。

「政党」……「一定の政治理想の実現のために政治権力への参与を目的とする結社」のことであり、政治権力への参与を目的とせず、単に政治に影響を及ぼすことを目的とする政党以外の政治結社は、政党に含まれないとされている。しかし、学校が政治的に中立であるべきこと及び第10条第1項の規定の趣旨を踏まえれば、かかる政治結社を支持し、又は反対するような教育は許されないと考えられる。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

学校における政治活動の限度、基準は何か。

(昭和22年3月14日 衆議院・教育基本法案委員会)

高橋国務大臣 法律に定める学校というものは、特定の政党を支持し、あるいはこれに反対するところの政治教育、その他政治的活動をしてはならぬという規定が設けられておるのでありまして、むろん思想の自由は尊重いたすのでありますが職場を利用して、ある一定の政党を支持する、(中略)断じてこれを許可することはできないと考えておるのであります。

第9条(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

1. 本条の趣旨

本条は、憲法第20条第3項を受けた規定である。

第1項は、すべての教育を通じて、宗教教育が重んぜられるべきことを前提として、宗教教育の在り方を示すものである。第2項は、憲法の政教分離の規定を受けて、国公立学校の宗教的中立性、すなわち宗教教育の限界を示すものである。

2. 語句の趣旨

「宗教に関する寛容の態度」……宗教を信ずる若しくは信じないことに關して、又は宗教のうち一定の宗派を信ずる若しくは信じないことに關して、他宗教又は他宗派をそれとして認めつつ、侮べつ、排斥をしないことであり、さらに反宗教者に対しても寛容の態度をとることである。

「宗教の社会生活における地位」……宗教が歴史上社会生活において果たしてきた役割、過去の偉大な宗教家の人格、宗教が現在の社会生活に占

めている地位及びその社会的機能並びに宗教の本質等を、一宗一派に偏することなく、客観的態度で教材の中に取り入れることである。

「**特定の宗教**」……仏教、キリスト教等の個々の宗教のみならず、それらの各宗派、教派、教団等すべてを含む。

「**(特定の宗教のための)宗教教育**」……特定の宗教の教義を教え、又は儀式を行い、特定の宗教的信仰にまで導く教育である。

「**宗教的活動**」……「行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助言、促進又は圧迫、干渉等になるような行為」(津地鎮祭事件 最大判昭和 52.7.13)とされている。

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

宗教教育を教育上尊重するとはどういう意味か。

(昭和 22 年 3 月 20 日 貴族院・教育基本法案委員会)

辻田政府委員 第 9 条に宗教教育と云ふものを掲げました理由に付きましては、是は憲法第 20 条に信教の自由に付ての規定がございますが、憲法の其の条文を受けまして、教育上宗教に関しましてどう云ふ風な取扱をしなければならぬかと云ふことに付きまして、第 9 条第 1 項に掲げたのでございます。此の宗教の寛容の態度と云ふものは、私達の方に於きましては、宗教内に於けるそれぞれの他宗教に関する寛容の態度と申しますか、其の外に無宗教派、或は反宗教派に対する寛容の態度も茲に含まされると考へて居るであります。それから又宗教の社会生活に於ける地位であります、宗教は社会生活に於て重要な役割を持つて居ると云ふやうなことと、或は宗教家が色々強い修業をされて、得度されたと云ふやうな色々な諸方面からも説明したいと思つて居ります。

宗教教育は、信仰心を養う教育か、知識を養う教育か。

(昭和 22 年 3 月 20 日 貴族院・教育基本法案委員会)

稲田政府委員 一般の宗教教育と申しますか、宗教情操の涵養と云ふ点に付きましては、御話のやうな歴史でありますとか、或は宗教の偉人の伝記其の他、其の上の方の段階になりますと、世界には現在色々な宗教があつて、それぞれの宗教は斯うした教養を持つて居ると云ふやうなことを、今辻田委員から申しましたやうに、知識として教へると云ふことがあり得ると思ひます。是はまあ広い意味の教育でありまして、是は公の学校で許される部分であらうと思ひます。此の基本法にあります「特定の宗教のための宗教教育」と申しますると、只今御話の後段でございますが、そこに一つの信仰に導き入るやうな宗教教育、此の基本法の第 9

条の第2項にあります意味のやうな本当に真剣に特定の宗教に導く宗教、
之を指定してあるやうであります。

第10条（教育行政）教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に
対し直接に責任を負つて行われるべきものである。
2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条
件の整備確立を目標として行われなければならない。

1. 本条の趣旨

第1条以下で明らかにされている教育の目的、方針及び基本的諸原則を
実現する「手段方法の基礎」としての「教育行政の在り方一般」を示した
ものである。

第1項は、教育と国民の関係を規定したもので、教育は国民の信託にこ
たえて、国民全体に対して直接責任を負つて行われるべきであり、政党や
その他の一部の勢力による不当な介入がなされたり、それらの利益のため
の教育が行われることがあってはならないことを示したものである。

第2項は、第1項の国民と教育との関係を基礎にして、教育行政の任務
とその限界を定めたものであり、教育行政の任に当たる者には、教育に対
して不当な影響が及ぼされないよう、教育を守る責任があることを示して
いる。

2. 語句の趣旨

「**教育は**」……教育者、教育官吏及び教育内容等すべてを含めて、一般に
教育というものはという意味である。

「**直接に**」……国民の意思と教育とが直結してということであり、国民の
意思と教育との間にいかなる他の意思も介入してはならないという趣
旨である。国民の意思が教育と直結するためには、現実的な一般政治上
の意思とは別に国民の教育に対する意思が表明され、それが教育の上に
反映するような組織が立てられる必要があるという趣旨の下、教育委員
会制度が採用された。

「**責任を負う**」……教育は国民から信託されたものであり、国民全体の意
思に基づいて行われなければならないのであって、それに反する教育は
排斥されなければならないという趣旨である。

「**必要な諸条件の整備**」……「教育基本法第10条は、国の教育統制権能を
前提としつつ、教育行政の目標を教育の目的の遂行に必要な諸条件の整
備確立に置き、その整備確立のための措置を講ずるにあたっては、教育

の自主性尊重の見地から、これに対する「不当な支配」となることのないようにすべき旨の限定を付したところにその意味があり、したがって、教育に対する行政権力の不当、不用の介入は排除されるべきものとしても、許容される目的のため必要かつ合理的に認められるそれは、たとえ教育の内容及び方法に関するものであっても、必ずしも同条の禁止するところではないと解する。」(旭川学力テスト事件 最大判昭和 51.5.21)

3. 制定時の帝国議会における主な答弁

「不当な支配」とはどのようなものを指すのか。

(昭和 22 年 3 月 14 日 衆議院・教育基本法案委員会)

辻田政府委員 第 10 条の「不当な支配に服することなく」というのは、これは教育が国民の公正な意思に応じて行はれなければならぬことは当然であります。従来官僚とか一部の政党とか、その他不当な外部的な干渉と申しますか、容喙と申しますかによつて教育の内容が随分ゆがめられたことのある。(中略)そこでそう云ふふうな単なる官僚とかあるいは一部の政党とかいうふうなことのみでなく、一般に不当な支配に教育が服してはならないのでありましてここでは教育権の独立と申しますか、教権の独立ということについて、その精神を表わしたのであります。

第 11 条 (補則) この法律に掲げる諸条項を実施するために必要がある場合には、適当な法令が、制定されなければならない。

本条の趣旨

本法の基本的な性格を示すものである。なお、本条が予想していると思われる法律のうち、学校教育法は本法と同時に施行された。

参考資料

資料1 遠山文部科学大臣より中央教育審議会への諮問

次に掲げる事項について、別紙理由を添えて諮問します。

- 1 教育振興基本計画の策定について
- 2 新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

平成 13 年 11 月 26 日

文部科学大臣 遠 山 敦 子

(理由)

戦後、我が国の教育は、教育の機会均等の理念の下に、その普及、量的拡大と教育水準の向上が図られ、我が国の経済、社会の発展に大きく寄与してきた。しかしながら、東西の冷戦構造の崩壊後、世界規模の競争が激化する中で、我が国の経済、社会は時代の大きな転換点に立っている。このような厳しい状況の中で、21 世紀に向けて、我が国が果敢に新しい時代に挑戦し、国際社会の中で発展していくためには、国の基盤である教育を改革し、新しい時代にふさわしい人材を育成することが急務の課題となっている。

一方、教育の現状を見ると、子どもたちの問題行動や不登校などの深刻な状況、社会性や規範意識の希薄化、過度の画一主義などによる個性・能力に応じた教育の軽視など、教育全般について様々な問題が生じている。また、経済、社会のグローバル化、科学技術の進展、地球環境問題の重要性の高まり、少子高齢化、男女共同参画社会や情報ネットワーク社会の到来など、社会の大きな変化に対応した教育が求められている。

21 世紀において、我が国が明るく豊かな未来を切り拓(ひら)いていくためには、社会の存立基盤である教育について、この新しい時代における在り方を考え、その改革、振興を着実に推進していくことが何よりも重要である。このため、これからの教育の目標を明確に示し、それに向かって必要とされる施策を計画的に進めることができるよう教育振興基本計画を策定するとともに、すべての教育法令の根本法である教育基本法の新しい時代にふさわしい在り方について、総合的に検討する必要がある。

教育振興基本計画の策定について

- 1 教育は、子どもたち一人一人に確かな学力を身に付け、豊かな心をはぐくみ、自らの能力を最大限に発揮して自己実現を図るために重要であるとともに

に、社会や国の将来を左右するものであって、我が国が活力ある国家として発展していくためには、国家百年の計たる教育の振興が不可欠である。このため、国は、中・長期的視野に立ち、教育施策を総合的かつ計画的に推進し、「人材・教育大国」の実現に取り組むことが強く求められている。

昨年12月の教育改革国民会議の報告においても、このような考え方に基づき、教育施策の総合的推進のための教育振興基本計画の策定について提言されており、新しい時代にふさわしい教育を実現するという観点に立ち、教育振興基本計画を策定し、教育改革や教育基盤の整備を推進していく必要がある。

教育振興基本計画においては、政府として、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けてどのように教育を振興し、改革していくかを明らかにすることが重要である。このため、計画には、中・長期的な教育の目標や教育改革の基本的方向とともに、それを実現するために政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策や必要な教育投資の在り方、国、地方公共団体の役割等について明らかにする必要があると考える。

また、このような教育振興基本計画の策定は、教育に関する施策の体系化や整合性の確保とともに、教育財政の充実にも資するものであり、さらに政策の適切な評価という観点からも重要である。

2 教育振興基本計画の策定に当たっては、計画に盛り込むべき内容として、主に次の事項について検討する必要があると考える。

第一に、教育に関する施策の基本的な方針として、教育の目標やその目標を実現するための教育改革の基本的方向等について検討する必要があると考える。

第二に、その目標を達成するために、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策として、例えば、以下のような事項について、国民に分かりやすい具体的な政策目標を示すとともに、それを実現するための主要な施策について検討する必要があると考える。

- (1) 初等中等教育の教育内容等の改善、充実
- (2) 教員の資質向上と学校運営の改善
- (3) 高等教育の整備、充実
- (4) 家庭、地域の教育力の向上
- (5) 教育の情報化、国際化・国際交流の推進など

第三に、総合的かつ計画的に教育施策を推進するために必要な教育投資の在り方についてである。教育に対する投資は、我が国の活力ある健全な発展に不可欠な社会的基盤の形成に寄与するものであり、望ましい教育投資の在

り方について検討する必要があると考える。

第四に、計画の推進に関して、政府及び地方公共団体の役割、政府及び地方公共団体の連携等について検討する必要があると考える。

- 3 また、教育振興基本計画の策定は、教育基本法の基本理念等を実現していく手段としても重要であり、教育改革国民会議報告において提言されているように、他の多くの基本法と同様、その根拠となる規定を教育基本法に設けることについて、「新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方」とあわせて検討する必要があると考える。

新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方について

- 1 教育基本法は、教育の基本理念及び基本原則について定める法律として、昭和 22 年に公布・施行され、以来、我が国の教育は 50 年以上にわたって教育基本法の下で進められてきた。しかしながら、先に述べたように、制定当時とは社会が大きく変化しており、また、高校、大学進学率の著しい上昇や生涯学習社会への移行など教育の在り方も変容を遂げてきている。さらに、教育全般について様々な問題が生じており、21 世紀を迎えた今日、将来に向かって、新しい時代の教育の基本像を明確に提示し、それを確実に実現していくことが求められている。

このため、新しい時代にふさわしい教育基本法の在り方を考え、その見直しに取り組み、教育の根本にさかのぼった改革を進めることが必要である。

- 2 教育改革国民会議の報告においては、これからの時代の教育を考えるに当たっては、個人の尊厳や真理と平和の希求など普遍の原理を大切にするとともに、「新しい時代を生きる日本人の育成」「伝統、文化など次代に継承すべきものの尊重、発展」「教育振興基本計画の策定など具体的方策の規定」の三つの観点から、新しい時代にふさわしい教育基本法を考えていくことが必要であると提言されている。

この提言を踏まえながら、時代状況の変化にかんがみ、教育基本法の在り方について、主に次の事項に関して検討する必要があると考える。

第一に、教育の基本理念についての検討である。

教育の基本理念として、教育基本法は、教育の目的(第 1 条)及び方針(第 2 条)を定めている。教育の目的として第一条は、人格の完成を目指し、国家、社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成を期して行うとし、国家、社会の形成者として有すべき徳目を例示している。また、教育の方針として第二条において、教育の目的を実現するため、教育を行うに当たっての心構

え、配慮すべき基本的事項について定めている。

これについて、普遍的な理念は維持しつつ、次の視点などから検討する必要があると考える。

(一) 時代や社会の変化に対応した教育という視点

教育は時代や社会の変化に応じていくものであり、不易と流行ということ考えたとき、特に、人々が身に付けるべき知識・技能、そして教育の手段など教育の具体的な内容、方法は時代の進展や社会の要請に応じて改善されるべきものである。今日、生涯学習社会の到来、国際化の進展や環境保全の重要性の高まりなど時代や社会の変化に対応した教育が求められているという視点から議論する必要があると考える。

(二) 一人一人の能力・才能を伸ばし創造性をはぐくむという視点

科学技術の進展や経済、社会のグローバル化が一層進展する新しい時代にあつて、我が国が創造的で活力ある社会として発展していくためには、創造性や独創性に富んだ人材の育成がますます重要になっている。そのためにも、人は一人一人違っているということの価値を再確認して、一人一人が持っている能力・才能を伸ばしていくという視点から議論する必要があると考える。

(三) 伝統、文化の尊重など国家、社会の形成者として必要な資質の育成という視点

急速な社会状況の変化と豊かさの進展の中で、個人と社会との関係を改めて考え、これからの時代を担う子どもたちの社会性をはぐくみ、社会規範を尊重する精神を養い、人間性豊かな日本人を育成することが求められている。そして、国際化が進展する社会の中にあつて、日本人としての自覚を持ちつつ人類に貢献するということから、我が国の伝統、文化など次代の日本人に継承すべきものを尊重し、発展させていく必要がある。これらの点を踏まえながら、今日において、国家、社会の形成者として有すべき資質として、特に求められている点は何かという視点から議論する必要があると考える。

第二に、教育の基本原則についての検討である。

教育基本法は、教育の機会均等（第3条）、義務教育（第4条）、男女共学（第5条）を規定して、教育の普及を図っている。このうち特に、義務教育は近代国家における基本的な教育制度として憲法に基づき設けられている制度であるが、制度の在り方について、例えば、一人一人の能力の伸長を図るという視点、あるいは家庭の果たすべき役割と学校教育との関係といった視点から、議論する必要があると考える。また、男女共学規定について、制定

時との時代や状況の変化を踏まえ、男女共同参画社会の形成を目指す観点から議論する必要があると考える

さらに、政治教育（第 8 条）と宗教教育（第 9 条）について、その在り方と限界について規定されているが、宗教教育に関しても、憲法に規定する信教の自由や政教分離の原則に十分留意しながら、宗教的な情操をはぐくむという観点から議論する必要があると考える。

第三に、家庭、学校、地域社会の役割など教育を担うべき主体についての検討である。教育の目的の実現のためには、家庭、学校、地域社会等の果たすべき役割を明確にし、それぞれがその役割を果たしつつ、互いに連携・協力して教育に取り組むことが重要である。特に、教育の原点は家庭にあり、基本的な生活習慣や倫理観、自制心、自立心など基礎的な資質や能力を育成する場として、家庭が教育に対して果たすべき役割はとても大きなものがあると考ええる。

家庭教育や社会において行われる教育については、社会教育に関する規定（第 7 条）の中で触れられているが、家庭や地域社会等の教育に対する役割の重要性を十分踏まえ、その役割を明確にする観点から議論する必要があると考える。

また、学校教育に関する規定（第 6 条）として、学校の性格及び教員の身分について規定しているが、学校についても、その役割や教員の使命について明確にする観点から議論する必要があると考える。

第四に、教育行政（第 10 条）については、教育が不当な支配に服してはならないとの原則を維持しつつ、教育振興基本計画の在り方とともに、国、地方公共団体の責務について、その適切な役割分担を踏まえて、教育施策の総合的・計画的な推進が図られるよう、明確にする観点から検討する必要があると考える。

第五に、前文の取扱いについてである。教育基本法には、法制定の由来、趣旨を明らかにするための前文が付されている。前文についても、法律全体の在り方に即して検討を行う必要があると考える。

- 3 また、学校教育法や社会教育法など教育法令は、教育基本法に掲げた理念、原則に則(のっと)って定められていることから、教育基本法の見直しに伴うその他の法令の見直しの方向についても、必要に応じて、議論が必要であると考ええる。

(出典 中央教育審議会「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について(中間報告)」)

資料2 中央教育審議会「中間報告」公表時の新聞記事

- 1 読売新聞平成14年11月15日
- 2 毎日新聞平成14年11月15日
- 3 日本経済新聞平成14年11月15日記事及び社説
- 4 朝日新聞平成14年11月15日社説
- 5 産経新聞平成15年1月4日社説

資料3 各国における「教育基本法」に相当する法律について

(1) アメリカ

連邦国家であるアメリカ合衆国では、教育に関する事項は基本的に州の専管事項とされており、連邦レベルで我が国の「教育基本法」に相当するものはない。

但し、具体的な全国教育目標を定めた法律がある。

各州は州法（州教育法）を定めているが、その内容は一般に教育行政の仕組みや学校教育の基本的枠組みについての具体的、実務的な規定であって、教育の理念や原則を定めたものではない。

(2) イギリス

我が国の「教育基本法」に相当するものはない。

教育制度の総合的な枠組みを定めた法律があるが、教育の理念などを定めた規定はない。

(3) フランス

教育基本法と称する法律は何度か制定されているが、最近のものとしては、1989年に制定された「教育基本法」(通称「ジョスパン法」)がある。この法律は、教育を国の最優先課題とすることを公約した社会党政権下で成立した法律であり、6編36条からなる。

【教育基本法の内容】

国民の教育水準の向上のための目標

就学前教育の促進

進路指導における生徒の主体性の重視

学校運営に対する生徒の参加の促進

教員養成制度の改革

教員・父母・学生・地方公共団体の代表からなる審議会の設置

(4) ドイツ

連邦国家であるドイツ連邦共和国では、教育に関する事項は基本的に州の専管事項とされており、連邦レベルで我が国の「教育基本法」に相当するものはない。

但し、高等教育については、「高等教育機関の使命」等について定めた「高等教育大綱法」が定められている。

各州は、初等中等教育法、高等教育法など個別の法律を制定しているが、教育基本法に相当する法律はない。ただし、教育の理念や目標を州憲法で規定している州がある。

(5) 中華人民共和国

中華人民共和国では、1980年代以降、教育の改革・発展を円滑に進めるため、教育に関する法律制度の整備が進められる中で、1995年に「教育法」が制定された。内容については、従来の教育政策を踏襲し、教育を社会主義現代化建設の基礎として、国家が教育事業の優先的発展を保障するという基本原則が明確に規定されており、10章84条からなる。

【教育法の内容】

- 社会主義建設理論等の指導の堅持
- 社会主義教育の推進
- 中華民族の歴史、文化、伝統の継承、高揚
- 国家社会公共の利益への適合
- 教育と宗教の分離
- 教育の機会均等
- 少数民族地区等への援助
- 教育における標準語、標準文字使用の普及

(6) 大韓民国

1948年に制定された憲法に則り、1949年に教育の基本的事項を規定した「教育法」が制定され、以来38回の改正が行われてきたが、内容の一貫性が保ちにくくなり、さらに新規の内容を盛り込むため、改正の必要性が高まり、1997年に教育法が全面的に改正され、3章29条からなる「教育基本法」として新たに制定された。

【教育基本法の内容】

- 教育理念
- 学習権の保障
- 教育の機会均等
- 教育の自主性・専門性の保障
- 教育の中立性
- 義務教育、学校教育
- 社会教育の奨励
- 英才教育、科学技術教育、教育の情報化など特別な教育への支援

(7) ロシア連邦

1991年12月ソ連邦崩壊に伴いロシア連邦が誕生し、以後、市場経済体制への移行にあわせた教育改革が進められ、92年7月に「ロシア連邦教育法」が制定された。

【ロシア連邦教育法の主な内容】

教育政策の原則

就学前教育から成人教育までの学校制度

教育行財政

教職員の待遇

(この資料3は、以下の文部科学省中央教育審議会ホームページからの抜粋である。)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/002/020501.htm

資料4 諸外国における国レベルの教育目標

アメリカ	「落ちこぼれを一人も作らないために」(2001) (No Child Left Behind / 2001年1月23日)
	「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法」(2001) (No Child Left Behind Act of 2001 / 2002年1月8日)
イギリス	「教育と技能：成果の達成、2006年への戦略」(2001) (Delivering Results :A Strategy to 2006)
フランス	「ジョスパン法」(1989)第3条
	「2000年のコレージュ(中学校)」(修正)(2000) (Le college des annees 2000)

アメリカ

- ・ブッシュ新大統領の教育改革指針抄訳(2001年1月23日公表)
 - ・「教育における連邦政府の新たな役割
 落ちこぼれを一人も作らないために」(No Child Left Behind)

< 改革指針の概要 >

学力の差の縮小

- ・ アカウンタビリティと高いスタンダード
- ・ 毎年の学力評価
- ・ 不利な状況にある児童生徒の教育に失敗した学校に対する措置

読解能力の向上

- ・ 低学年における読解能力に焦点
- ・ 就学前児童の読解指導

裁量を拡大し、官僚的な取扱いを縮減

- ・ 第1章事業(不利な状況にある児童生徒の学力の向上)に関する裁量の拡大
- ・ テクノロジーに関する学校への補助金の増加
- ・ 官僚的な取扱いの縮減
- ・ 州や学区の裁量の拡大

成功に対する報酬と失敗に対する制裁の強化

- ・ 学力格差の縮小達成への報奨
- ・ 州にアカウンタビリティ・ボーナス
- ・ 「一人も落ちこぼれを作らない」賞の学校への授与

- ・ 州の失敗に対する措置

親に対する情報提供と学校選択の拡大

- ・ 親に対する学校報告書
- ・ チャータースクール
- ・ 革新的な学校選択プログラムとその研究

教員資質の向上

- ・ 全ての児童生徒に質の高い教員を
- ・ 教員による実践的な知識やスキル獲得の支援
- ・ 数学と理科教育の強化

21世紀の学校安全向上

- ・ 教員の安全確保
- ・ 学校の安全促進
- ・ 安全でない学校から児童生徒を救う
- ・ 道徳教育への支援

・ 「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法」(No Child Left Behind Act of 2001) について

2002年1月8日、教育改革に関する法律である「落ちこぼれを作らないための初等中等教育法(1965年初等中等教育法の改正法)」(No Child Left Behind Act of 2001)がブッシュ大統領の署名により成立

同法は、学力の底上げ(地域間格差の是正)を目的とし、学力テストの実施と結果公表、州及び地方の裁量拡大、基礎学力(読解力)向上政策への集中投資、教育機会の選択拡大が基本方針

教育は州の専管事項であり、又、同法が連邦補助金事業に関する授權法であることから、連邦補助金受給の如何すなわち受給条件として規定される教育政策の導入は制度上、州の任意(実際は全州が受給)

同法の主な内容(補助金受給条件として州に導入を要請する主要施策)は以下のとおり。

学力テストの実施と結果の公表(アカウントビリティの重視)

- ・ 2005年までに英語と数学について第3学年(小学校3年)から第8学年(中学校2年)までの各学年を対象とする州内統一の学力テストを実施
- ・ 学力テストの結果は州全体の成績のほか、各学校単位、生徒集団単位(マイノリティ、英語を母国としない児童生徒等)で公表

- ・ 2002 年度以降 12 年以内に州の目標水準にすべての児童生徒が到達するため支援体制を確立（具体策は ）

州及び地方（学区）の裁量拡大

- ・ 学区による連邦補助金の使用について事業間の流用の幅を広げる

基礎学力（読解力中心）向上政策への集中投資

- ・ 読解力向上事業の予算増と科学的に立証された読解力指導法の積極的導入
- ・ 優秀教員の確保に向けた教員給与引き上げや研修の充実等を目的とする補助金の増額

教育機会の選択拡大

- ・ 教育成果が上がらないと認定された学校（「実績低迷校」）の在校生（の親）に対する教育機会選択の保障
- ・ 2 年連続で成果の上がらなかった場合
在校生に対する他の公立学校への転校の保障、「実績低迷校」に対する技術的援助の提供
- ・ 3 年連続で成果の上がらなかった場合
「実績低迷校」は親が選択した補助的教育サービス（家庭教師や課外授業）を提供（同法の補助金を児童生徒 1 人当たり 500~1,000 ドル使用）
- ・ 4 年連続で成果の上がらなかった場合
教職員の入れ替えによる学校組織の再編、チャーター・スクールの設置振興（設立準備費の提供等）

イギリス

2001 年 10 月「教育と技能：成果の達成、2006 年への戦略」

(Delivering Results :A Strategy to 2006)

【目的】競争力のある経済と社会参加を実現するために、以下を実現。

- すべての者が学べるための機会を作る。
- 人々の自己実現のための可能性を引き出す。
- 教育水準と技能レベルの向上を果たす。

目的 1 子どもたちに質の高い教育のスタートを与え、将来の学習の基礎を作る。

(2004 年)

- すべての 3 歳児に無償保育を保障。
- 160 万人の子どもにチャイルドケアセンターを供給。
- Early Excellence Centre(優れた実践の拠点として設置)を 100 個所設置。

Sure Start Programme(貧困地域に住む4歳以下の子どもを持つ親や家族に対する支援策)を500個所で実施。

地域保育センターを900個所設置。

初等教育終了時(11歳)の全国共通テストで達成すべき水準(レベル4)を英語で80%、数学で75%の子ども(11歳)が達成するという2002年の目標を拡大。すべての地方教育当局でこの目標を達成。

目的2 すべての若者が人生と労働に必要な技能・知識・人格を身に付ける。

(2003年)

(個人の資質や能力に応じた進路指導を実現するため)全国でConnectionService(十代の青少年のための校外個人指導)を実現。

(2004年)

すべての地方教育当局で、キーステージ3(K3)修了時(14歳)において、全国共通テストで達成すべき水準(レベル5)を英語と数学で65%、理科で60%が達成。

K3修了時(14歳)においてレベル5を、英語、数学、ICT(情報技術)で75%、理科で70%が達成。

K3修了時(14歳)において、英語、数学、理科で一つもレベル5に達しない者を15%まで引き下げる。

義務教育修了時(16歳)において、92%が中等教育修了一般資格(GCSE)の英語及び数学を含む5教科以上を取得。

2002-2004年でGCSEを「優秀」で5教科以上を取得する割合を4%高める。

また、すべての地方教育当局で、この割合を少なくとも38%とする。

2002-2004年で全国職業資格(NVQ)レベル2(協同作業を含む特定技能)を取得する19歳を3%増やす。

レベル3(GCE・Aレベル(通常大学入学の基礎的な要件)の2科目以上の取得、又は同等レベルの職業資格を取得)を取得する19歳を55%とする。

問題校となる中等学校を減らす。

許可されていない欠席の割合を2002年より10%削減。

退学処分を受けた者に対する適切なフルタイム教育の保障。

(2005年)

専門中等学校(スペシャリスト・スクール・政府の補助金を受け、技術、外国語、芸術、スポーツなどの特定の領域について重点的に指導)を少なくとも1,500校に増やす。

(2006年)

GCSEを「優秀」で5教科以上取得する生徒の割合が25%未満という学校を

なくす。

ビーコン・スクール(「卓越した教育拠点」)とシティ・アカデミー(教育困難地域を対象に公財政の支援により設立される独立中等学校)を増やす。

水準を満たすすべての希望者に職業訓練を与える。

親の手を離れる全ての子どもに職業訓練・教育へのアクセスを保障。

(2007年)

K3 修了時(14歳)において、レベル5以上を英語・数学・ICTで85%、理科で80%が達成。

目的3 成人が学習し、技能を向上させ、豊かな生活を送ることを奨励し、可能とする。

(2002年)

IT学習センターのネットワーク整備を6,000箇所実施。

(2004年)

読み書き計算に支障をきたす成人を75万人減らす。

レベル3に達する成人を52%を増やす。

継続教育カレッジの半分をVocational Centres of Excellenceとする。

(2006年)

優れた幼児教育、保育従事者を増やす。

労働力開発計画を策定し、雇用者による訓練機会を増やす。

すべての地域に2つの技術施設を開設。

高等教育の中退率を減らす。

少なくとも10,000人の教員、20,000人の教員補助員を増員し、教職課程の学生を対象とする奨学金を1,000名分増加。

(高等教育機会への)公正なアクセスの向上。

(2010年)




18~30歳の50%が高等教育を受ける。

[参考]

「成果の達成：2006年への戦略」(Delivering Results :A Strategy to 2006)は、2001年6月の総選挙後に旧教育雇用省が現在の教育技能省に再編されたことを受けて、新省の目的を明らかにするとともに、現行の施策、総選挙の公約及び最新の教育白書などに掲げられている主な教育施策のうち、政策実現の日程が示されているものについてそのスケジュールを示したものである。

キーステージによる到達目標レベル

	レベル 1	レベル 2	レベル 3	レベル 4	レベル 5	レベル 6	レベル 7	レベル 8	例外レベル
14 歳 (K3)									
11 歳 (K2)									
7 歳 (K1)									

(標準到達レベル  標準以上の到達レベル  例外的到達レベル )

全国資格対応表

資格レベル	職業	普通教育	到達年齢
レベル 5	NVQ5	大学院学位	21 歳 +
レベル 4	NVQ4	学士	
		準学位	
レベル 3	NVQ3	GCE・A レベル	18 歳 +
レベル 2	NVQ2	GCSE (A* ~ C 評価)	16 歳 +
レベル 1	NVQ1	GCSE (D ~ G 評価)	義務 教育
入門レベル			

注：「到達年齢」とは、それぞれの資格レベルの達成が期待される標準的年齢である。

フランス

1989 年 7 月 10 日「教育基本法 (ジョスパン法)」 < 第 3 条 >

今後 10 年間 (2000 年まで) で、同一年齢人口のすべての者を最低限職業適任証 (CAP) あるいは職業教育修了免状 (BEP) の水準に、また同一年齢人口の 80% をバカレア水準に到達させることを目的と定める。

「2000 年のコレージュ (中学校)」 (修正) (2000 年 6 月 23 日)

1999 年度に実施された国民教育省策定の改革案「2000 年のコレージュ」による改革 (生徒の学力の多様化への対応とフランス語・数学の成績不振者の解消を目的) の実効性を高めるため、4 項目 40 施策からなる同案の施策を見直し、これを次の 5 項目に再編成して、最優先課題として掲げた。

個別指導体制の確立：

(1) 第 1、第 2 学年では、小学校との連絡強化を通じて、フランス語と

数学に困難を抱える生徒を早期に発見し、新設される「学習回復の時間」を用いて個別指導を行う。また、自習方法の指導も行う。

- (2) 第3学年では、学習困難のために離学する恐れのある生徒を対象に、企業や職業リセでの実習(1~8週間)を含む補習指導を行う(学習進度別又は特別授業による)。
- (3) 退職教員などコレッジに関わりを持つ成人にチューターを依頼し、生徒の生活上・学習上の相談に応じる。

フランス語、外国語・地域語の強化：

第1第2学年に「読書教室」(担任教員と文献・資料担当教員の協力により30分ずつ週2回行われる)を導入し、読解力と口頭表現力の向上を図る。コレッジ第3学年で1998年以来必修となっている第二現代語(外国語・地域語)の選択言語を多様化する。第4学年でも履修を奨励(第4学年では第二現代語の代わりに「テクノロジー」の選択可)。

合科活動の促進：

各科に共通する学習方法の習得を促進すると同時に、教科相互の関連を生徒に理解させるため、第3学年における「合科活動の時間」を各校の創意工夫により、積極的に導入する。

先端技術習得の促進：

第3学年でインターネット等、先端技術の習得のための条件整備に努める。

公民教育の充実：

- (1) 全学年において約15日につき1時間、「学校生活の時間」を設け、学校生活上の諸問題について生徒に討論を行わせ、良好な人間関係の形成を図る。これは、「公民教育」の時間とは別に特設されるものであり、既に多くのコレッジで導入されている。
- (2) 新入生にコレッジでの学習・生活について説明するために配布される資料、『コレッジ1年生日記』(Mon journal de 6eme)を改善し、コレッジでの学習・生活への適応を促進する。「学校生活の時間」でもこの冊子を活用する。

(この資料4は、以下の文部科学省中央教育審議会ホームページからの抜粋である。)

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/020301/020301m.htm

参考文献

- ・『憲法(上)(下)[新版]』 佐藤功 有斐閣 1983年
- ・『全訂日本国憲法』 宮沢俊義(芦部信喜補訂) 日本評論社 1978年
- ・『憲法〔第3版〕』 芦部信喜(高橋和之補訂) 岩波書店 2002年
- ・『いま、教育基本法を読む』 堀尾輝久 岩波書店 2002年
- ・『教育基本法の解説』 辻田力/田中二郎監修 国立書院 1947年
- ・『教育基本法の理論』 田中耕太郎 有斐閣 1961年
- ・『教育基本法 その制定過程と解釈』 杉原誠四郎 協同出版 1972年
- ・「教育基本法の理念と戦後教育改革」 鈴木英一(『季刊教育法(臨時増刊号)』 1985年
- ・「教育勅語の廃止決議」 三羽光彦(『教育』36巻7号) 国土社 1986年
- ・「戦後教育における教育勅語の処置問題」 小野雅章(『教育学雑誌』第22号) 日本大学教育学会 1988年
- ・「教育勅語の廃止過程にみる戦後教育改革の一断面」 池田哲之(『鹿児島女子短期大学紀要』第37号 2002年
- ・『憲法判例集〔第8版〕』 野中俊彦・江橋崇編著
- ・『基本法コンメンタール/教育関係法』 日本評論社 1992年